

県別対策

兵庫県 2016

CONTENTS

第1章 兵庫県教員採用試験対策	p. 1
第2章 教育原理	
1 教育原理とは	p. 3
2 学習論点の一覧	p. 4
3 教育原理の傾向分析	p. 6
第3章 教育法規	
1 教育法規とは	p. 49
2 学習論点の一覧	p. 50
3 教育法規の傾向分析	p. 52
第4章 教育心理	
1 教育心理とは	p. 75
2 学習論点の一覧	p. 76
3 教育心理の傾向分析	p. 77
第5章 教育史	
1 教育史とは	p. 105
2 学習論点の一覧	p. 106
3 教育史の傾向分析	p. 107
巻末資料	
・平成26年度 本試験実施状況（文部科学省）	
・本試験要項	
・第2期ひょうご教育創造プラン	
・本試験問題（平成27年度/平成26年度）	

平成26年度 本試験実施状況
(文部科学省)

第1表 応募者数、受験者数、採用者数、競争率

区分	応募者数	受験者数	採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)	女性(内数)	
小学校	62,340	57,178	31,237	13,783	4.1
中学校	68,966	62,006	26,371	8,358	7.4
高等学校	41,197	37,108	12,456	5,127	7.2
特別支援学校	11,209	10,388	6,239	2,654	3.9
養護教諭	10,767	9,578	9,486	1,174	8.2
栄養教諭	1,835	1,562	1,470	163	9.6
計	196,314	177,870	87,259	31,259	5.7

- (注) 1 採用者数は、平成26年6月1日までに採用された数である。(以下同じ。)
- 2 学校種別の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照、以下同じ。)
- 3 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照、以下同じ。)
- 4 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県・市の数値のみを集計したものである。(第2表参照、以下同じ。)
- 5 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である。

第3表 各県市別受験者数、採用者数、競争率における昨年度比較

区分	受給者数			採用者数			経常率 (総額)			区分
	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	
1 北海道	5 884	5 721	163	367	673	34	5.7	6.3	-0.6	1 北海道
2 青森県	2 011	1 306	105	160	199	39	12.6	9.9	3.0	2 青森県
3 岩手県	1 150	1 721	34	200	139	11	8.8	9.1	-0.3	3 岩手県
4 宮城県	1 321	3 455	-266	258	386	128	8.0	6.3	-1.7	4 宮城県
5 秋田県	1 117	1 076	43	123	135	2	8.4	7.3	-0.5	5 秋田県
6 山形県	1 121	1 287	34	163	194	11	7.2	6.9	-0.6	6 山形県
7 福島県	2 549	2 840	291	232	361	109	11.0	8.3	-2.7	7 福島県
8 茨城県	1 187	3 114	-13	597	620	33	5.3	4.9	-0.4	8 茨城県
9 栃木県	2 393	2 548	155	457	430	43	6.5	5.3	-0.2	9 栃木県
10 群馬県	2 253	4 226	28	457	419	38	4.9	5.3	-0.4	10 群馬県
11 埼玉県	8 634	9 254	611	1 169	1 812	13	4.3	5.1	-0.3	11 埼玉県
12 千葉県	7 279	7 312	85	1 450	1 457	-3	4.3	4.5	-0.2	12 千葉県
13 東京都	17 512	16 284	1 628	2 815	2 356	459	6.4	6.9	-0.5	13 東京都
14 神奈川県	6 636	6 402	234	1 101	1 294	183	6.0	5.9	-0.1	14 神奈川県
15 新潟県	2 109	2 339	230	413	333	80	5.1	7.0	-1.9	15 新潟県
16 富山県	1 129	1 082	-46	281	315	34	4.0	3.4	-0.6	16 富山県
17 石川県	1 518	1 425	93	347	348	1	4.4	4.1	-0.3	17 石川県
18 福井県	1 231	1 169	112	162	202	10	6.7	5.3	-0.9	18 福井県
19 山梨県	984	1 011	27	122	172	50	8.1	5.9	-2.2	19 山梨県
20 長野県	2 520	2 425	-95	406	425	19	6.2	5.7	-0.5	20 長野県
21 岐阜県	2 567	2 512	45	606	643	37	4.2	4.1	-0.1	21 岐阜県
22 静岡県	3 229	3 118	111	605	636	75	5.3	4.6	-0.7	22 静岡県
23 愛知県	8 503	8 632	171	1 610	1 569	101	5.3	5.5	-0.2	23 愛知県
24 三重県	1 050	3 092	42	481	566	85	6.3	5.5	-0.8	24 三重県
25 滋賀県	1 652	1 323	29	454	451	3	4.1	4.0	-0.1	25 滋賀県
26 京都府	2 934	2 316	121	454	453	31	6.1	6.2	-0.1	26 京都府
27 大阪府	9 328	9 328	0	1 913	1 937	24	4.5	4.5	0.0	27 大阪府
28 兵庫県	7 439	7 450	-48	1 319	1 292	-27	5.7	5.8	-0.1	28 兵庫県
29 奈良県	2 692	2 600	292	457	447	50	5.8	5.8	0.0	29 奈良県
30 和歌山県	1 653	1 350	10	324	300	30	5.8	5.1	-0.7	30 和歌山県
31 鳥取県	1 036	992	171	171	162	15	5.9	6.1	-0.2	31 鳥取県
32 島根県	1 219	1 157	-66	158	163	5	7.7	7.1	-0.6	32 島根県
33 岡山県	3 460	3 750	293	450	467	32	6.3	6.3	0.0	33 岡山県
34 広島県	3 577	3 600	23	674	505	69	4.6	4.7	-0.1	34 広島県
35 山口県	1 454	1 575	118	309	356	47	4.7	4.4	-0.3	35 山口県
36 徳島県	1 559	1 471	-136	218	192	-26	7.2	7.4	-0.2	36 徳島県
37 香川県	1 329	1 287	52	234	212	21	4.0	4.1	-0.1	37 香川県
38 愛媛県	1 587	1 508	-78	173	155	-20	9.2	9.9	-0.7	38 愛媛県
39 高知県	1 106	1 098	8	140	172	32	7.9	6.4	-1.5	39 高知県
40 福岡県	4 419	4 290	129	675	730	55	6.6	5.9	-0.6	40 福岡県
41 佐賀県	1 212	1 289	17	160	208	18	6.7	6.2	-0.5	41 佐賀県
42 長崎県	1 361	1 754	-7	158	206	48	11.1	8.5	-2.6	42 長崎県
43 熊本県	2 367	2 148	219	347	315	32	6.8	6.8	0.0	43 熊本県
44 大分県	1 639	1 590	1	262	285	23	6.4	5.9	-0.5	44 大分県
45 宮崎県	1 652	1 651	1	142	151	9	11.6	10.9	-0.7	45 宮崎県
46 鹿児島県	2 335	2 648	147	218	230	6	11.8	11.5	-0.3	46 鹿児島県
47 沖縄県	5 016	4 799	216	466	418	48	10.8	11.5	-0.7	47 沖縄県
48 札幌市	—	—	—	261	237	24	5.7	6.3	-0.6	48 札幌市
49 仙台市	—	—	—	210	162	48	8.0	6.3	-1.7	49 仙台市
50 さいたま市	1 165	1 143	22	230	274	4	4.3	4.2	-0.1	50 さいたま市
51 千代田市	—	—	—	202	167	35	14.3	14.5	-0.2	51 千代田市
52 横浜市中区	5 031	4 362	79	773	681	108	6.6	5.9	-0.9	52 横浜市中区
53 川崎市	1 526	1 523	103	265	271	6	5.8	5.3	-0.5	53 川崎市
54 相模原市	592	587	105	135	171	36	7.3	5.2	—	54 相模原市
55 新潟市	353	411	58	85	80	1	4.2	4.8	-0.6	55 新潟市
56 静岡市	391	395	4	65	703	8	4.1	3.8	-0.3	56 静岡市
57 浜松市	342	362	20	121	111	10	4.5	5.1	-0.6	57 浜松市
58 名古屋市中区	2 133	2 132	-1	440	451	11	4.8	4.7	-0.1	58 名古屋市中区
59 東京都港区	2 113	1 975	138	369	255	114	5.7	7.7	-2.0	59 東京都港区
60 大阪府	2 540	2 721	151	430	540	80	5.4	5.0	-0.4	60 大阪府
61 堺市	1 215	1 216	1	218	212	34	5.1	4.5	-0.6	61 堺市
62 神戸市	1 631	1 604	-27	352	338	-14	5.2	5.3	-0.1	62 神戸市
63 岡山市	—	—	—	113	128	15	7.0	6.3	-0.7	63 岡山市
64 広島市	—	—	—	209	255	46	4.6	5.7	-1.1	64 広島市
65 北九州市	557	574	17	218	229	13	4.0	3.8	-0.2	65 北九州市
66 福岡市	2 107	2 015	-92	316	295	-41	6.3	6.8	-0.5	66 福岡市
67 熊本市	602	730	131	56	107	51	10.8	6.9	-3.9	67 熊本市
68 東京都特別区部	—	—	—	134	152	22	14.5	14.5	—	68 東京都特別区部
合計	180 502	177 520	3 082	31 107	31 259	152	5.8	5.7	-0.1	合計

1. 1 各振動別発振者数、発振者数が定額と成っているのは、次の理由による

- [illegible]

第4表 公立学校教員の受検者及び採用者の推移

区分	年度	受検者数〔A〕		採用者数〔B〕		競争率 〔A〕／〔B〕
		女性(内数)	男性(内数)	女性(内数)	男性(内数)	
小学校	17	51,973	32,661	11,522	7,431	4.5
	18	51,163	32,113	12,430	8,128	4.2
	19	53,336	32,211	11,586	7,527	4.6
	20	53,061	31,353	12,372	7,379	4.3
	21	51,834	30,125	12,437	7,932	4.2
	22	54,418	31,763	12,284	7,762	4.4
	23	57,817	33,354	12,885	8,102	4.5
	24	59,230	34,117	13,538	8,561	4.4
	25	58,703	31,192	13,626	7,956	4.3
	26	57,178	31,237	13,183	8,504	4.1
中学校	17	59,845	30,183	5,100	2,543	11.7
	18	59,879	30,179	5,118	2,527	11.7
	19	60,577	29,715	6,170	3,115	9.8
	20	58,647	27,341	6,470	3,079	9.1
	21	58,562	26,511	6,717	3,258	8.4
	22	59,060	27,140	6,807	3,097	8.7
	23	63,125	28,423	8,068	3,600	7.8
	24	62,133	27,964	8,156	3,632	7.7
	25	62,998	26,228	8,383	3,582	7.5
	26	62,006	26,371	8,358	3,713	7.4
高等学校	17	38,591	14,977	2,754	1,064	14.0
	18	35,593	13,677	2,674	1,020	13.3
	19	26,445	12,863	2,562	1,010	14.2
	20	33,895	12,438	3,139	1,243	10.8
	21	33,371	12,447	3,567	1,401	9.4
	22	34,148	12,743	4,287	1,686	8.1
	23	37,629	13,702	4,934	1,843	7.7
	24	37,935	13,561	5,189	1,939	7.2
	25	37,812	12,184	4,912	1,616	7.7
	26	37,128	12,456	5,127	1,370	7.2
小 計	17	150,399	78,821	19,376	11,038	7.8
	18	147,235	75,969	20,222	11,675	7.3
	19	150,370	76,289	20,321	11,652	7.4
	20	145,633	71,132	21,991	12,201	6.6
	21	141,743	68,063	22,721	12,591	6.2
	22	148,226	71,683	23,378	12,545	6.3
	23	158,571	75,476	25,855	13,545	6.1
	24	159,958	76,642	26,943	14,182	5.9
	25	154,513	69,604	26,921	13,154	5.9
	26	156,232	70,064	27,268	14,147	5.7
特別支援 学校	17	5,958	4,124	1,496	1,027	4.0
	18	6,012	4,011	1,480	1,001	4.1
	19	6,215	4,036	1,413	946	4.4
	20	6,627	4,215	1,939	1,274	3.5
	21	7,327	4,647	2,104	1,492	3.5
	22	8,092	5,171	2,365	1,537	3.4
	23	8,939	5,500	2,633	1,617	3.6
	24	8,138	5,833	2,672	1,765	3.4
	25	10,172	6,172	2,863	1,760	3.6
	26	10,388	6,239	2,654	1,712	3.9
養護教諭	17	8,095	7,893	744	744	10.9
	18	8,196	7,913	635	633	9.8
	19	8,387	7,964	840	836	10.0
	20	8,611	8,232	886	885	9.7
	21	8,989	8,613	973	970	9.2
	22	9,228	8,833	942	915	9.4
	23	9,552	9,421	1,095	1,092	8.7
	24	9,715	9,599	1,184	1,183	8.2
	25	9,827	9,227	1,171	1,105	8.4
	26	9,578	9,486	1,174	1,173	8.2
不登教諭	17	334	293	73	73	4.2
	20	259	240	44	43	5.9
	21	820	776	99	98	8.3
	22	1,201	1,115	161	158	7.5
	23	1,318	1,253	150	145	8.8
	24	1,367	1,300	131	123	10.4
	25	1,390	1,193	152	141	9.1
	26	1,567	1,470	163	154	9.6
総 計	17	164,393	90,439	21,636	12,809	7.6
	18	161,443	87,893	22,537	13,509	7.2
	19	165,251	87,588	22,647	13,507	7.3
	20	161,360	83,819	24,650	14,403	6.5
	21	158,874	82,179	25,897	15,081	6.1
	22	166,747	87,032	26,886	15,215	6.2
	23	178,580	91,647	29,633	16,399	6.0
	24	180,232	92,374	30,930	17,258	5.8
	25	180,952	86,196	31,107	16,160	5.8
	26	177,820	87,259	31,259	17,186	5.7

注：1. 内は内数で女性をふす

2. 横浜市は平成17～21年度間、受検者の男女数を把握していないため、平成17～21年度間の受検者数の女性「内数」には横浜市の女性の受検者数は含まれない

第5表 受験者数、採用者数における女性数及び女性の比率

区 分	受験者			採用者		
	全体	女性（内数）	女性の比率（%）	全体	女性（内数）	女性の比率（%）
小学校	57,178 (58,703)	31,237 (31,192)	54.6% (53.1%)	13,783 (13,626)	8,504 (7,956)	61.7% (58.4%)
中学校	62,006 (62,998)	26,371 (26,228)	42.5% (41.6%)	8,358 (8,383)	3,773 (3,582)	45.1% (42.7%)
高等学校	37,108 (37,812)	12,456 (12,184)	33.6% (32.2%)	5,127 (4,912)	1,870 (1,616)	36.5% (32.9%)
特別支援 学校	10,388 (10,172)	6,239 (6,172)	60.1% (60.7%)	2,654 (2,863)	1,712 (1,760)	64.5% (61.5%)
計	166,680 (169,685)	76,303 (75,776)	45.8% (44.7%)	29,922 (29,784)	15,859 (14,914)	53.0% (50.1%)

（注）1. （ ）内は、前年度の数値である。

2. ほぼ全員が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。

第6表 受験者、採用者の学歴別内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	農林教諭	栄養教諭	計
受験者	教員養成 大学・学部	人数 14,919 (15,857)	8,603 (8,761)	3,712 (3,561)	2,078 (2,191)	1,293 (1,440)	10 (14)	30,615 (31,824)
		比率 26.4% (27.3%)	14.0% (14.0%)	10.0% (9.4%)	20.0% (21.5%)	13.6% (14.7%)	0.7% (1.0%)	17.3% (17.7%)
	一般大学	人数 34,898 (35,070)	44,763 (45,669)	26,686 (27,502)	7,025 (6,573)	5,422 (5,377)	1,194 (949)	119,988 (121,140)
		比率 61.7% (60.4%)	72.8% (73.0%)	71.9% (72.7%)	67.6% (64.6%)	56.9% (55.0%)	77.6% (70.3%)	67.9% (57.4%)
	短期大学等	人数 3,249 (3,570)	1,447 (1,603)	74 (163)	366 (419)	2,502 (2,705)	293 (346)	7,931 (8,806)
		比率 5.7% (6.1%)	2.4% (2.6%)	0.2% (0.4%)	3.5% (4.1%)	26.3% (27.7%)	19.1% (25.6%)	4.5% (4.9%)
	大学院	人数 3,493 (3,557)	6,677 (6,490)	6,638 (6,586)	919 (939)	304 (255)	41 (40)	18,070 (17,917)
		比率 6.2% (6.1%)	10.9% (10.4%)	17.9% (17.4%)	8.8% (9.7%)	3.2% (2.6%)	2.7% (3.0%)	10.2% (10.0%)
	計	人数 56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,368 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
採用者	教員養成 大学・学部	人数 4,812 (4,871)	1,994 (2,087)	712 (677)	751 (795)	301 (302)	3 (1)	8,573 (8,733)
		比率 34.9% (35.7%)	23.9% (24.9%)	13.9% (13.8%)	28.3% (27.8%)	25.6% (25.8%)	1.8% (0.7%)	27.4% (28.1%)
	一般大学	人数 7,726 (7,475)	5,250 (5,253)	3,237 (3,152)	1,600 (1,684)	638 (613)	129 (116)	18,580 (18,293)
		比率 56.1% (54.9%)	67.8% (62.7%)	63.1% (64.2%)	60.3% (58.8%)	54.3% (52.3%)	79.1% (76.3%)	59.4% (58.8%)
	短期大学等	人数 371 (455)	99 (104)	17 (17)	51 (71)	189 (222)	24 (28)	751 (897)
		比率 2.7% (3.3%)	1.2% (1.2%)	0.5% (0.5%)	1.9% (2.5%)	16.1% (19.0%)	14.7% (18.4%)	2.4% (2.9%)
	大学院	人数 674 (825)	1,015 (939)	1,161 (1,068)	737 (313)	46 (34)	7 (7)	3,355 (3,184)
		比率 6.3% (6.1%)	12.1% (11.2%)	22.6% (21.7%)	9.5% (10.9%)	3.9% (2.9%)	4.3% (4.6%)	10.7% (10.2%)
	計	人数 13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
採用率(%)	教員養成 大学・学部	32.3% (30.7%)	23.2% (23.8%)	19.2% (19.0%)	36.1% (36.3%)	23.3% (21.0%)	30.0% (7.1%)	28.0% (27.4%)
	一般大学	22.1% (21.3%)	11.7% (11.5%)	12.1% (11.5%)	22.8% (25.6%)	11.8% (11.4%)	10.8% (12.2%)	15.5% (15.1%)
	短期大学等	11.4% (12.7%)	6.8% (6.5%)	23.0% (10.4%)	13.9% (16.9%)	7.6% (8.2%)	8.2% (8.1%)	9.5% (10.2%)
	大学院	25.0% (23.2%)	15.2% (14.5%)	17.5% (16.2%)	27.4% (31.6%)	15.1% (13.3%)	17.1% (17.5%)	18.6% (17.8%)
	計	24.4% (23.6%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)

- (注) 1. () 内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%)＝採用者数÷受験者数(以下同じ)。
 3. 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。
 5. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第7表 受験者数、採用者数における新規学卒者・既卒者の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	要項教諭	栄養教諭	計
受験者	新規学卒者	人数 18,442 (18,178)	18,926 (19,322)	10,619 (10,610)	1,978 (1,877)	2,783 (2,853)	758 (639)	53,606 (53,479)
		比率 32.6% (31.3%)	30.8% (30.9%)	28.6% (28.1%)	19.0% (18.5%)	29.2% (29.2%)	49.3% (47.4%)	30.3% (29.8%)
	既卒者	人数 38,117 (39,876)	42,564 (43,201)	26,489 (27,202)	8,410 (8,295)	6,738 (6,924)	780 (710)	123,098 (126,208)
		比率 67.4% (68.7%)	69.2% (69.1%)	71.4% (71.9%)	81.0% (81.5%)	70.8% (70.8%)	50.7% (52.6%)	69.7% (70.2%)
	計	人数 56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,388 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
採用者	新規学卒者	人数 5,593 (5,206)	2,516 (2,467)	1,347 (1,315)	641 (690)	329 (292)	63 (51)	10,489 (10,021)
		比率 40.6% (38.2%)	30.1% (29.4%)	26.3% (26.8%)	24.2% (24.1%)	28.0% (24.9%)	38.7% (33.6%)	33.6% (32.2%)
	既卒者	人数 8,190 (8,420)	5,842 (5,916)	3,780 (3,597)	2,013 (2,173)	845 (879)	100 (101)	20,770 (21,086)
		比率 59.4% (61.8%)	69.9% (70.6%)	73.7% (73.2%)	75.8% (75.9%)	72.0% (75.1%)	61.3% (66.4%)	66.4% (67.8%)
	計	人数 13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
採用率(%)	新規学卒者	30.3% (28.6%)	13.3% (12.8%)	12.7% (12.4%)	32.4% (36.8%)	11.8% (10.2%)	8.3% (8.0%)	19.6% (18.7%)
	既卒者	21.5% (21.1%)	13.7% (13.7%)	14.3% (13.2%)	23.9% (26.2%)	12.5% (12.7%)	12.8% (14.2%)	16.8% (16.7%)
	計	24.4% (23.5%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)

(注) 1 () 内は、前年度の数値である

2 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数

3 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第8表 採用者における民間企業経験者等の数及び比率

区分	採用者				
	全体	教職経験者 (内数)	教職経験者の 比率(%)	民間企業等勤務経験者 (内数)	民間企業等勤務経験者 の比率(%)
小学校	13,382 (13,232)	6,340 (6,212)	47.4% (47.0%)	603 (654)	4.5% (4.9%)
中学校	8,097 (8,173)	4,618 (4,421)	56.8% (54.1%)	403 (442)	5.0% (5.4%)
高等学校	4,727 (4,606)	2,599 (2,456)	55.0% (53.3%)	328 (369)	7.2% (8.0%)
特別支援 学校	2,467 (2,698)	1,556 (1,582)	63.1% (59.0%)	146 (187)	5.9% (7.3%)
養護教諭	1,139 (1,145)	663 (629)	58.2% (54.9%)	58 (105)	5.0% (9.2%)
栄養教諭	163 (152)	55 (41)	33.7% (27.0%)	24 (14)	14.7% (9.2%)
計	29,975 (30,006)	15,731 (15,352)	52.5% (51.2%)	1,562 (1,761)	5.3% (5.9%)

- (注) 1 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）をいう。
 2 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
 3 () 内は、前年度の数値である。
 4 採用率(%)＝採用者数／受験者数
 5 神奈川県は、採用選考において採用者の職歴等を把握していないため、当該府県市の採用者数を除いた人数を基に計算している。

図1 受験者数の推移

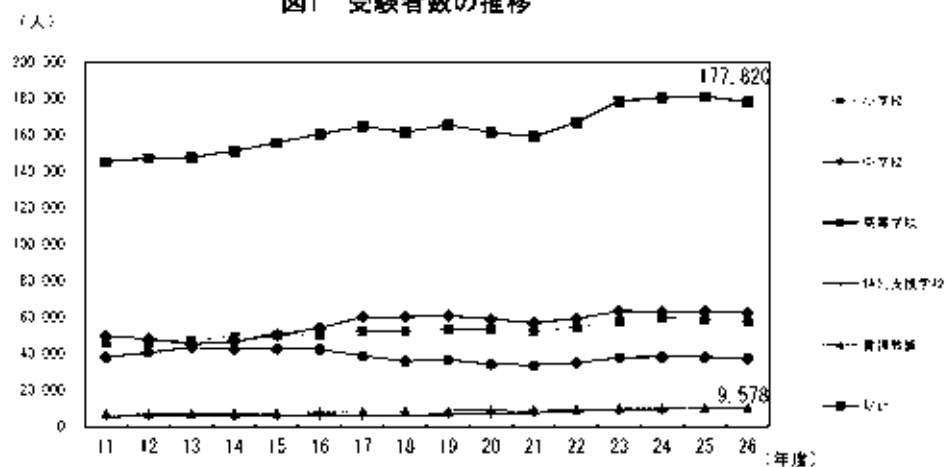


図2 採用者数の推移

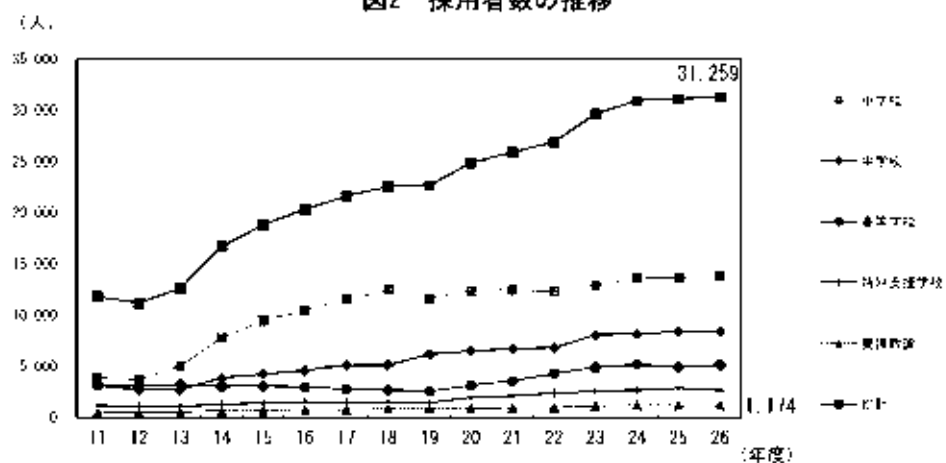


図3 競争倍率の推移

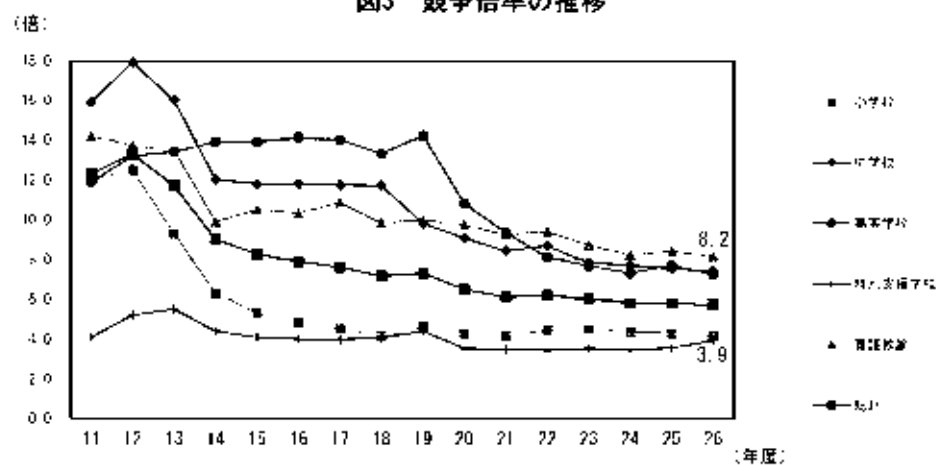
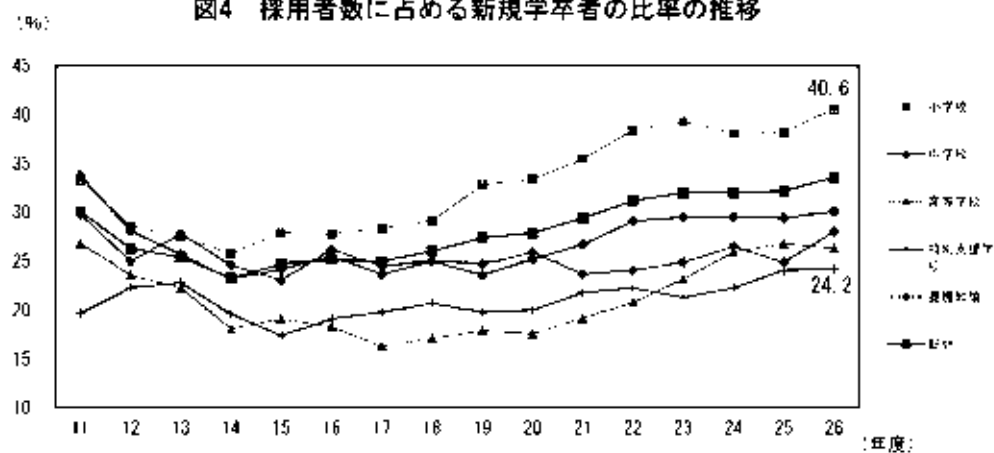


図4 採用者数に占める新規学卒者の比率の推移



本試験要項

五里品教育委員会

【 昨年度からの主な変更点 】

1. 英語受験者における出願資格（対象：「中学校・特別支援学校区分」または「高等学校区分」の英語受験者）
英語検定2級以上等の英語の資格を有することまたは取得見込みを出願資格とします。
→ P2の3(4)参照
2. 英語資格所有者への配慮措置（対象：「小学校・特別支援学校区分」または1の英語受験者）
英語検定1級以上の英語資格所有者については、適者に準じて配慮します。
→ P7の9参照
3. 採用地域希望優先制度（対象：「小学校・特別支援学校区分」の受験者）
但馬、丹波、淡路地区での採用を希望する者に対して、一定の成績が合格した場合に、希望した地域が小学校で採用となる「採用地域希望優先制度」を実施します。
→ P8の13参照
4. 特別選考の受験資格の拡大（対象：「高等学校区分」の「看護」受験者）
「高等学校区分」の「看護」における「特別免許状長年を前提とした社会人特別選考」の受験資格について、従来の看護師に加えて助産師、保健師も対象とします。
→ P7の8(2)参照
5. 水泳実技検査の変更（対象：「小学校・特別支援学校区分」の受験者）
2次試験（実技試験）の中で実施していた水泳検査が失効で、出願時に泳力について自己申告することとします。
→ P12の21参照

区 分	教 科
110 小学校・幼稚園・保育園	
120 中学校・特別支援学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
130 高等学校	国語、地理歴史、数学、理科、音楽、書道、保健体育、体育、英語、福祉、保健、職業、芸術、農業、工業、農業、英語、数学
140 特別支援学校	
150 養護教諭	
160 養護教諭	
170 身体障害者施設長等・特別支援	保健センター等での特別支援に関する教育
180 その他（その他）	教育委員会、教育委員会、教育委員会

[illegible]

(1) 日本教育法(第1章第1節)に「学校教育法第1条第1項に規定する教育行政機関」とあるが、これは、

(1) 小・中・高・特別支援学校を統括する者、(2) 大学、(3) 私立学校、(4) 私立学校協会のうち、教育行政に必要と認められる者、を教育行政の担い手とし、学校教育法第1条第1項に規定する教育行政機関に包括的に規定されている。従って、この文は、(1)に該当する者、(2)に該当する者、(3)に該当する者、(4)に該当する者、を指している。

(2) 教育法第1条第1項に規定する教育行政機関は、(1)に該当する者、(2)に該当する者、(3)に該当する者、(4)に該当する者、を指している。

(2) 第2次選考試験

ア 面接試験（すべての区分・教科で実施します）

[illegible][illegible]

イ 実験実技試験（下記の区分・教科のみ実施します）

Figure 1

[illegible][illegible][illegible]

(1) 必要書類

1 登録者

- [illegible]

- 3 下表のいずれかに該当し、免除等を希望する者

【例 1】 计算下列各题：(1) $2.5 \times 10^3 + 3.6 \times 10^3$ ；(2) $4.8 \times 10^2 - 1.2 \times 10^2$ ；(3) $7.9 \times 10^4 + 2.1 \times 10^4$ ；(4) $5.3 \times 10^5 - 2.7 \times 10^5$ ；(5) $1.5 \times 10^6 + 4.5 \times 10^6$ ；(6) $3.2 \times 10^7 - 1.8 \times 10^7$ ；(7) $6.7 \times 10^8 + 3.3 \times 10^8$ ；(8) $9.1 \times 10^9 - 4.9 \times 10^9$ ；(9) $2.4 \times 10^{10} + 7.6 \times 10^{10}$ ；(10) $8.5 \times 10^{11} - 3.5 \times 10^{11}$ ；(11) $1.2 \times 10^{12} + 8.8 \times 10^{12}$ ；(12) $5.6 \times 10^{13} - 2.4 \times 10^{13}$ ；(13) $3.7 \times 10^{14} + 6.3 \times 10^{14}$ ；(14) $9.8 \times 10^{15} - 4.2 \times 10^{15}$ ；(15) $2.9 \times 10^{16} + 7.1 \times 10^{16}$ ；(16) $6.5 \times 10^{17} - 3.5 \times 10^{17}$ ；(17) $4.3 \times 10^{18} + 5.7 \times 10^{18}$ ；(18) $8.9 \times 10^{19} - 1.1 \times 10^{20}$ ；(19) $1.3 \times 10^{20} + 8.7 \times 10^{19}$ ；(20) $5.4 \times 10^{21} - 2.6 \times 10^{21}$ ；(21) $3.1 \times 10^{22} + 6.9 \times 10^{22}$ ；(22) $7.8 \times 10^{23} - 4.2 \times 10^{23}$ ；(23) $2.5 \times 10^{24} + 7.5 \times 10^{24}$ ；(24) $9.6 \times 10^{25} - 5.4 \times 10^{25}$ ；(25) $4.7 \times 10^{26} + 5.3 \times 10^{26}$ ；(26) $8.2 \times 10^{27} - 3.8 \times 10^{27}$ ；(27) $1.6 \times 10^{28} + 8.4 \times 10^{27}$ ；(28) $6.1 \times 10^{29} - 2.9 \times 10^{29}$ ；(29) $3.4 \times 10^{30} + 6.6 \times 10^{30}$ ；(30) $7.3 \times 10^{31} - 4.7 \times 10^{31}$ ；(31) $2.8 \times 10^{32} + 7.2 \times 10^{32}$ ；(32) $5.9 \times 10^{33} - 3.1 \times 10^{33}$ ；(33) $1.7 \times 10^{34} + 8.3 \times 10^{34}$ ；(34) $4.5 \times 10^{35} - 2.5 \times 10^{35}$ ；(35) $9.3 \times 10^{36} + 6.7 \times 10^{36}$ ；(36) $3.6 \times 10^{37} - 1.4 \times 10^{37}$ ；(37) $7.4 \times 10^{38} + 2.6 \times 10^{38}$ ；(38) $1.9 \times 10^{39} - 8.1 \times 10^{38}$ ；(39) $5.2 \times 10^{40} + 4.8 \times 10^{39}$ ；(40) $8.7 \times 10^{41} - 3.3 \times 10^{41}$ ；(41) $2.3 \times 10^{42} + 7.7 \times 10^{42}$ ；(42) $6.8 \times 10^{43} - 4.2 \times 10^{43}$ ；(43) $1.4 \times 10^{44} + 8.6 \times 10^{44}$ ；(44) $4.9 \times 10^{45} - 2.1 \times 10^{45}$ ；(45) $9.5 \times 10^{46} + 5.5 \times 10^{46}$ ；(46) $3.8 \times 10^{47} - 1.2 \times 10^{47}$ ；(47) $7.6 \times 10^{48} + 2.4 \times 10^{48}$ ；(48) $1.1 \times 10^{49} - 8.9 \times 10^{48}$ ；(49) $5.7 \times 10^{50} + 4.3 \times 10^{49}$ ；(50) $8.4 \times 10^{51} - 3.6 \times 10^{51}$ ；(51) $2.6 \times 10^{52} + 7.4 \times 10^{52}$ ；(52) $6.2 \times 10^{53} - 4.8 \times 10^{53}$ ；(53) $1.5 \times 10^{54} + 8.5 \times 10^{54}$ ；(54) $4.1 \times 10^{55} - 2.9 \times 10^{55}$ ；(55) $9.7 \times 10^{56} + 6.3 \times 10^{56}$ ；(56) $3.9 \times 10^{57} - 1.1 \times 10^{57}$ ；(57) $7.5 \times 10^{58} + 2.5 \times 10^{58}$ ；(58) $1.3 \times 10^{59} - 8.7 \times 10^{58}$ ；(59) $5.8 \times 10^{60} + 4.2 \times 10^{59}$ ；(60) $8.9 \times 10^{61} - 3.1 \times 10^{61}$ ；(61) $2.4 \times 10^{62} + 7.6 \times 10^{62}$ ；(62) $6.5 \times 10^{63} - 4.5 \times 10^{63}$ ；(63) $1.6 \times 10^{64} + 8.4 \times 10^{64}$ ；(64) $4.6 \times 10^{65} - 2.4 \times 10^{65}$ ；(65) $9.4 \times 10^{66} + 5.6 \times 10^{66}$ ；(66) $3.5 \times 10^{67} - 1.5 \times 10^{67}$ ；(67) $7.7 \times 10^{68} + 2.3 \times 10^{68}$ ；(68) $1.2 \times 10^{69} - 8.8 \times 10^{68}$ ；(69) $5.3 \times 10^{70} + 4.7 \times 10^{69}$ ；(70) $8.6 \times 10^{71} - 3.4 \times 10^{71}$ ；(71) $2.7 \times 10^{72} + 7.3 \times 10^{72}$ ；(72) $6.9 \times 10^{73} - 4.1 \times 10^{73}$ ；(73) $1.8 \times 10^{74} + 8.2 \times 10^{74}$ ；(74) $4.4 \times 10^{75} - 2.6 \times 10^{75}$ ；(75) $9.8 \times 10^{76} + 6.2 \times 10^{76}$ ；(76) $3.7 \times 10^{77} - 1.3 \times 10^{77}$ ；(77) $7.9 \times 10^{78} + 2.1 \times 10^{78}$ ；(78) $1.4 \times 10^{79} - 8.6 \times 10^{78}$ ；(79) $5.6 \times 10^{80} + 4.4 \times 10^{79}$ ；(80) $8.8 \times 10^{81} - 3.2 \times 10^{81}$ ；(81) $2.5 \times 10^{82} + 7.5 \times 10^{82}$ ；(82) $6.7 \times 10^{83} - 4.3 \times 10^{83}$ ；(83) $1.7 \times 10^{84} + 8.3 \times 10^{84}$ ；(84) $4.3 \times 10^{85} - 2.7 \times 10^{85}$ ；(85) $9.6 \times 10^{86} + 5.4 \times 10^{86}$ ；(86) $3.6 \times 10^{87} - 1.4 \times 10^{87}$ ；(87) $7.4 \times 10^{88} + 2.6 \times 10^{88}$ ；(88) $1.1 \times 10^{89} - 8.9 \times 10^{88}$ ；(89) $5.7 \times 10^{90} + 4.3 \times 10^{89}$ ；(90) $8.4 \times 10^{91} - 3.6 \times 10^{91}$ ；(91) $2.6 \times 10^{92} + 7.4 \times 10^{92}$ ；(92) $6.2 \times 10^{93} - 4.8 \times 10^{93}$ ；(93) $1.5 \times 10^{94} + 8.5 \times 10^{94}$ ；(94) $4.1 \times 10^{95} - 2.9 \times 10^{95}$ ；(95) $9.7 \times 10^{96} + 6.3 \times 10^{96}$ ；(96) $3.9 \times 10^{97} - 1.1 \times 10^{97}$ ；(97) $7.5 \times 10^{98} + 2.5 \times 10^{98}$ ；(98) $1.3 \times 10^{99} - 8.7 \times 10^{98}$ ；(99) $5.8 \times 10^{100} + 4.2 \times 10^{99}$ ；(100) $8.9 \times 10^{101} - 3.1 \times 10^{101}$ ；(101) $2.4 \times 10^{102} + 7.6 \times 10^{102}$ ；(102) $6.5 \times 10^{103} - 4.5 \times 10^{103}$ ；(103) $1.6 \times 10^{104} + 8.4 \times 10^{104}$ ；(104) $4.6 \times 10^{105} - 2.4 \times 10^{105}$ ；(105) $9.4 \times 10^{106} + 5.6 \times 10^{106}$ ；(106) $3.5 \times 10^{107} - 1.5 \times 10^{107}$ ；(107) $7.7 \times 10^{108} + 2.3 \times 10^{108}$ ；(108) $1.2 \times 10^{109} - 8.8 \times 10^{108}$ ；(109) $5.3 \times 10^{110} + 4.7 \times 10^{109}$ ；(110) $8.6 \times 10^{111} - 3.4 \times 10^{111}$ ；(111) $2.7 \times 10^{112} + 7.3 \times 10^{112}$ ；(112) $6.9 \times 10^{113} - 4.1 \times 10^{113}$ ；(113) $1.8 \times 10^{114} + 8.2 \times 10^{114}$ ；(114)

- 4 P7 [8:1] 身体障害者を対象とした特別選考を受験する者

(2) 受付期間・方法等

- Author's address: Department of Mathematics, University of Illinois at Chicago, Chicago, IL 60607, USA.

申請書等

- ① 受験票の交付は、大学・短大生全員が大学者である限り、大学・短大生は、一括して提出してよいが、その他の受験者は、個人で提出する。形式の提出が正しいかどうか。
- ② 受験票交付後、提出した受験票に記入する。 受験票の提出。③ 各大学・短大の受験票を提出する。
- ④ 地方自治体、法人が提出する場合は、③。
- ⑤ 身体障害者、傷病、高齢、受験票の提出が困難な場合は、③。必要事項を報告し、本人が記入する。

(3) 受験票の交付

- ① 受験票は、交付期限までに、学校の前まで提出し、提出期限は、平成26年5月1日（日）午後5時（定時制を除く）まで。提出期限は、平成26年5月1日（日）午後5時（定時制を除く）まで。

6 第1次選考試験免除

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟

8 特別選考

(1) 身体障害者を対象とした特別選考

[illegible]

2000年7月24日, 作者于2002年12月, 由“中国农工民主党”

Journal of Management Education 32(1) 10-12

[illegible]

(2) 特別免許状授与を前提とした社会人特別選考（高等学校・看護）

“教师教育”、“教师教育课程”、“教师教育制度”、“教师教育政策”、“教师教育研究”、“教师教育实践”、“教师教育评价”、“教师教育国际比较”、“教师教育未来展望”等。

J. Appl. Psychol., 1986, 71, 10, 839-844

[illegible]

註：該字數係根據「臺灣省教育廳」之「臺灣省各級學校師範生人數統計表」所得，sub 字數係根據本報自編。

(3) 特別免許状授与を前提とした社会人特別進学(高等学校・工業(デザイン))

① 2004年12月12日，日本《朝日新闻》报道，日本警方在东京、大阪、名古屋、京都、神户、横滨、仙台、札幌、广岛、福冈、熊本、鹿儿岛、那霸等17个都府县，共逮捕了17名涉嫌非法入境的中国公民。这是日本警方在2004年首次大规模逮捕非法入境的中国公民。

3. The $\mathcal{H}_2$ norm of the system is $\sqrt{12}$.

例 1 设 $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3, \alpha_4$ 为 4 维列向量, 且 $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ 线性无关, 又 $\alpha_4 = \alpha_1 + \alpha_2 + \alpha_3$, 则 $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3, \alpha_4$ 线性相关. 理由如下: 因为 $\alpha_4 = \alpha_1 + \alpha_2 + \alpha_3$, 所以 $\alpha_4 - \alpha_1 - \alpha_2 - \alpha_3 = 0$, 即 $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3, \alpha_4$ 线性相关.

[illegible]

● 注意：本題中， $\frac{1}{2}$ 是「 $\frac{1}{2}$ 個單位」，不是「 $\frac{1}{2}$ 個單位」。

where $\mathbf{p}_i = (p_{i1}, \dots, p_{in})'$ is the vector of probabilities of the i th response category, $\mathbf{p} = (\mathbf{p}_1, \dots, \mathbf{p}_K)'$ is the vector of probabilities of the K response categories, $\mathbf{p}_0 = (p_{01}, \dots, p_{0n})'$ is the vector of probabilities of the n response categories, and $\mathbf{p} = (\mathbf{p}_1, \dots, \mathbf{p}_K, \mathbf{p}_0)'$ is the vector of probabilities of the $K+1$ response categories.

9 英語資格所有者への配慮措置（小学校・特別支援学校区分および英語受験者のみ）

[illegible][illegible]

波 长 λ	$\sin^2 \theta_{\text{max}} = \lambda^2 / 4d^2$ 或 $\lambda^2 / 2d^2$	θ_{max} 或 θ_{min} 或 $\theta_{\text{max}} - \theta_{\text{min}}$
1. $\lambda_{\text{max}} = 16.0$	4.16×10^{-1}	1.1 度
2. $\lambda_{\text{min}} = 1.0$	1.56×10^{-1}	9.00° 或 1.56°
3. $\theta_{\text{min}} = 30^\circ$	8.00×10^{-1}	1.00° 或 57.7°
4. 晶体厚度	$\Delta z = 0.1 \text{ cm}$	$\Delta z = 0.1 \text{ cm}$

10 受験者の特性・意欲を生かした選考（第1次選考試験免除にはなりません）

[illegible]

DOI: 10.1002/for

2012年12月26日 星期三 12:58:41

中 文 出 版 社

[illegible]
$$m = 31241 + 33610i = 20125\sqrt{2}e^{i\pi/4}, \quad \omega = 1.5708 \times 10^4 \text{ rad/s}.$$
[illegible]

占位性病变, 如 ILCN 等, 常导致肺不张, 故在术前应予以重视。2003 年 1 月 1 日至 2006 年 12 月

(1) $\mathbb{K}^{(1)} = \mathbb{K}^{(0)} \cup \{2\}$, $\mathbb{K}^{(2)} = \mathbb{K}^{(1)} \cup \{3\}$, $\mathbb{K}^{(3)} = \mathbb{K}^{(2)} \cup \{4\}$, $\mathbb{K}^{(4)} = \mathbb{K}^{(3)} \cup \{5\}$, $\mathbb{K}^{(5)} = \mathbb{K}^{(4)} \cup \{6\}$, $\mathbb{K}^{(6)} = \mathbb{K}^{(5)} \cup \{7\}$, $\mathbb{K}^{(7)} = \mathbb{K}^{(6)} \cup \{8\}$, $\mathbb{K}^{(8)} = \mathbb{K}^{(7)} \cup \{9\}$, $\mathbb{K}^{(9)} = \mathbb{K}^{(8)} \cup \{10\}$.

[illegible]

由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 3$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 3$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 6$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 3$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 6$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 6$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 12$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 6$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 12$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 12$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 36$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 12$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 36$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 36$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 72$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 36$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 72$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 72$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 216$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 72$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 216$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 216$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 432$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 216$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 432$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 432$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 1296$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 432$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1296$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1296$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 2592$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1296$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 2592$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 2592$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 7776$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 2592$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 7776$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 7776$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 15552$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 7776$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 15552$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 15552$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 46656$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 15552$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 46656$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 46656$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 93312$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 46656$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 93312$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 93312$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 279936$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 93312$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 279936$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 279936$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 559872$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 279936$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 559872$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 559872$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 1679616$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 559872$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1679616$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1679616$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 3359232$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 1679616$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 3359232$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 3359232$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 10077696$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 3359232$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 10077696$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 10077696$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 20155392$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 10077696$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 20155392$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 20155392$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 60466176$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 20155392$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 60466176$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 60466176$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 120932352$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 60466176$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 120932352$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 120932352$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 362797056$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 120932352$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 362797056$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 362797056$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 725594112$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 362797056$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 725594112$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 725594112$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 2176782336$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 725594112$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 2176782336$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 2176782336$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 4353564672$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 2176782336$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 4353564672$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 4353564672$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 13060694016$ 为 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 4353564672$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 13060694016$ 得 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 13060694016$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 26121388032$ 为 $\frac{1}{2} \log 2$ 与 $\frac{1}{2} \log 13060694016$ 的最小公倍数。又由 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 26121388032$ 得 $\frac{1}{2} \log 3$ 与 $\frac{1}{2} \log 26121388032$ 的公倍数 $\frac{1}{2} \log 78364164096$ 为 $\frac{1}{2} \log$

第1回試験	
① 学力試験	② 面接試験
③ 身体検査	④ 最終選考

1.6 選考試験の結果発表

試験科目	試験科目	試験科目
学力試験	面接試験	身体検査

① 学力試験の結果発表は、試験当日の午後5時30分以降、試験会場にて実施されます。

② 面接試験の結果発表は、試験当日の午後5時30分以降、試験会場にて実施されます。

1.7 選考試験の成績開示

① 学力試験の結果は、試験当日の午後5時30分以降、試験会場にて実施されます。

1.8 異常気象、交通事故等発生時の選考試験実施情報について

① 兵庫県教育委員会から、試験当日の試験会場に近づくにつれて、試験の実施状況が変更される場合があります。

1.9 お知らせ

- ① 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ② 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ③ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ④ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ⑤ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。

① 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。

●教員採用関係のアドレス <http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

2.0 欠格条項

地方公務員法第10条

① 地方公務員法第10条第1項第1号の欠格条項は、試験当日の試験会場にて実施されます。

- ① 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ② 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ③ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ④ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ⑤ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。

学校教育法第9条

① 学校教育法第9条第1項第1号の欠格条項は、試験当日の試験会場にて実施されます。

- ① 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ② 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ③ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ④ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。
- ⑤ 試験当日の試験会場は、試験当日の午前8時30分から午後5時30分まで、試験会場にて実施されます。

- 12 「教員資格認定試験」(第11条)は、教員資格認定試験に合格した者(以下「合格者」という)に限る。この場合、教員に相当する場合は、合格した試験科目が以下のとおりである。 (以下略)
- 13 申請書(第14条)は、申請書(第14条)の第1項に規定する事項を記載するものである。この場合、申請書の記載事項、記載の順序は、申請書の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 14 (1) 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- (2) 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。

なお、中学校・特別支援学校区分または高等学校区分の英語を受験する者は全員、以下のいずれかの資格を有する(または平成27年4月1日までに取得見込みである)ことが出願資格であるため、必ず「資格」欄に「取得年(セルC53)」および「資格の名称、級または点数(セルD53)」を入力してください。

【出願資格者】(第14条)

(1) 大学(短大)卒以上 (2) 大学(短大)卒以上 (3) 大学(短大)卒以上 (4) 大学(短大)卒以上

また、英語資格所有者の配慮措置(第19条参照)を希望する場合も、必ず「資格」欄に「取得年」および「資格の名称、級または点数」を入力してください。この場合、資格の名称は「英語資格」と記載してください。

- 15 (1) 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- (2) 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 16 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 17 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 18 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。

備考	
1. 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。	1
2. 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。	2

- 19 「資格」欄は、出願時現在を含め、新しいものから順に行数に収まる範囲で簡潔に入力してください。
- 20 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 21 小学校・特別支援学校区分受験者は全員、「学力」欄に該当するもの(注法は問わない)をプルダウンリストから選択してください。この場合、学力の記載は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 22 小学校・特別支援学校区分受験者は全員、「採用地域希望優先制度」を希望する者は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、採用地域希望優先制度の記載は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。
- 23 申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。この場合、申請書の記載事項は、(第14条)の第1項に規定する事項の記載の順序に準ずるものとする。

区 分	教科・科目 分野	コ ド	受験番号	名前
小特(女)		112		兵庫 裕子

職 歴 (出願時現在を含め、新しいものから順に行数に収まる範囲で)

就職している者または就職経験のある者は、主な職歴について就職年次、就職先を出来るだけ簡潔に記入してください
 国・公・私立学校の教職員(教諭、臨時講師、非常勤講師等)の場合は、その職名を記入してください
 勤務時間は正確に記入してください
 非常勤の場合は、勤務時間欄に該当年次の時間数を記入してください。該当年次決まっていない場合は、年当たり等、適宜記入してください
 休職等勤務実態のない期間のある場合も必ず記入してください
 職歴がない場合は1番上の行(63行目)に「なし」と記入してください
 なお、職歴等の追加のための別紙等添付しないでください

自 年 月	至 年 月	任 職 事 項 等	職 名	勤務時間
平成 22 4	現 在	〇〇市立〇〇小学校(うちH23.4～H24.3育児休業)	[教諭]	
平成 21 4	平成 22 3	〇〇県立〇〇高等学校	[臨時講師]	
平成 20 4	平成 21 3	〇〇市立〇〇中学校	[非常勤講師]	(16)
平成 19 4	平成 20 3	〇〇町立〇〇小学校	[非常勤講師]	月 16 日
平成 18 4	平成 19 3	在家庭・アルバイト		
平成 18 4	平成 18 3	青年海外協力隊(ザンビア共和国)		

賞 罰 ある場合は必ず記載してください

自 年 月	至 年 月	賞 罰 事 項	勤務先等	職 名
平成 22 5		停職3ヶ月	〇〇市立〇〇小学校	[教諭]

現職正規教員又は過去正規教員に該当する場合

初任者研修受講経験の有無 ☒ 有 有の場合は教科区分および時期を記入すること

教科区分	時期
[小学校]	～〇〇年〇〇月

泳力に関する申告(小学校・特別支援学校区分受験者のみ全員記入)

泳力 特記事項 採用地域希望優先制度 (小学校・特別支援学校区分受験者で希望する場合のみ入力)

教員として自立した子どもを育てるために取り組みたいこと

この欄は印刷後に自書すること

本記載事項が事実であるとともに、地方公務員法第16条および学校教育法第9条の各号のいずれにも該当しないことを誓います

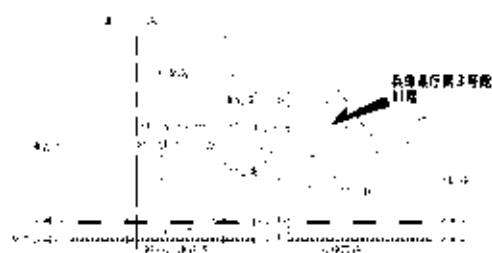
この欄は印刷後に自書すること

参考事項 試験会場を間違えないよう、よく確認してください。

1 郵書受付会場案内図

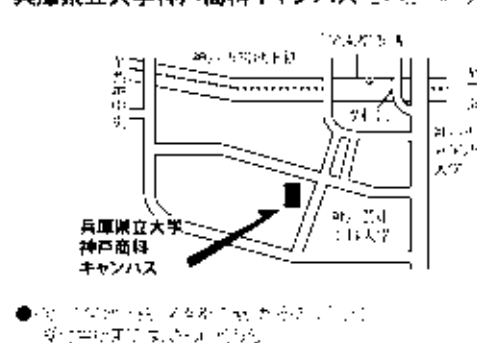
兵庫県教育委員会教職員課(兵庫県庁3号館11階)

- 郵書受付会場(兵庫県庁3号館11階)
- 兵庫県庁3号館11階



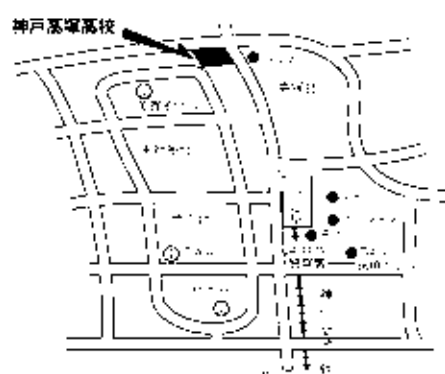
2 試験場案内図

兵庫県立大学神戸商科キャンパス(西宮区)



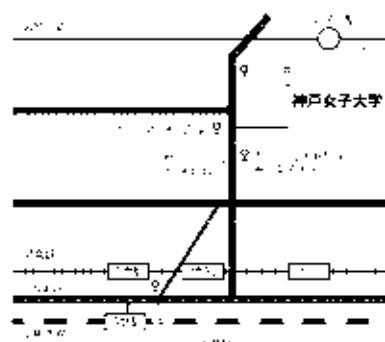
県立神戸高塚高等学校

- 県立神戸高塚高等学校(高塚町)
- 高塚町



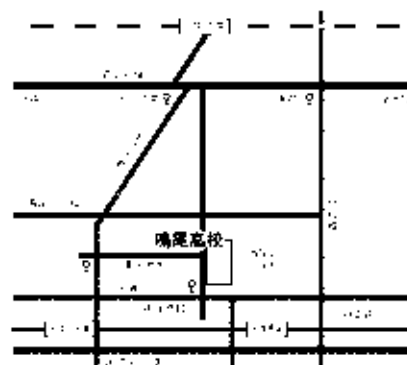
神戸女子大学須磨キャンパス

- 神戸市須磨区須磨にあり、須磨海岸に面する。須磨キャンパス/須磨キャンパスに隣接する須磨海岸に面する。



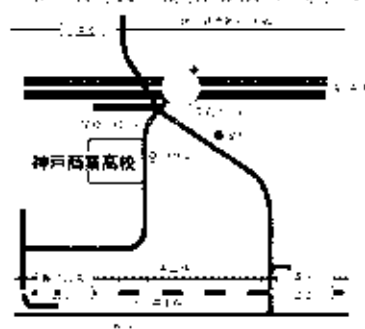
県立鳴尾高等学校

- 鳴尾区にあり、鳴尾海岸に面する。
- 鳴尾区にあり、鳴尾海岸に面する。



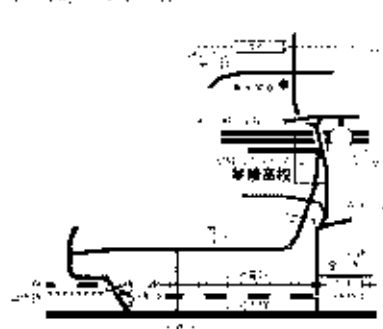
県立神戸商業高等学校

- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。



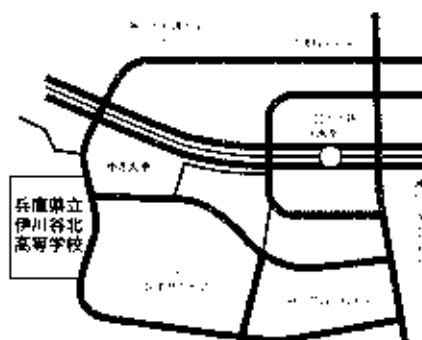
県立星陵高等学校

- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。
- 神戸市中央区にあり、神戸湾に面する。



県立伊川谷北高等学校

- 神戸市伊川谷区にあり、伊川谷川に面する。



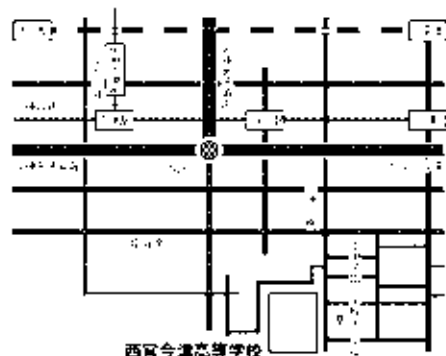
県立加古川東高等学校

- 加古川市にあり、加古川川に面する。



県立西宮今津高等学校

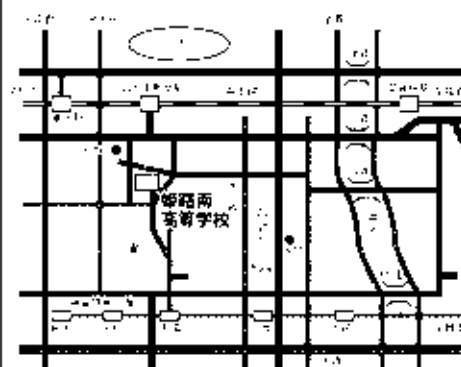
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



西宮今津高等学校

県立姫路南高等学校

- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



姫路南高等学校

県立夢野台高等学校

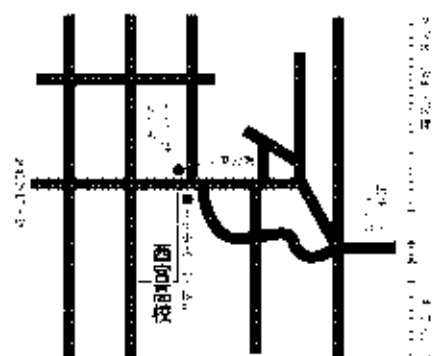
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



夢野台高等学校

県立西宮高等学校

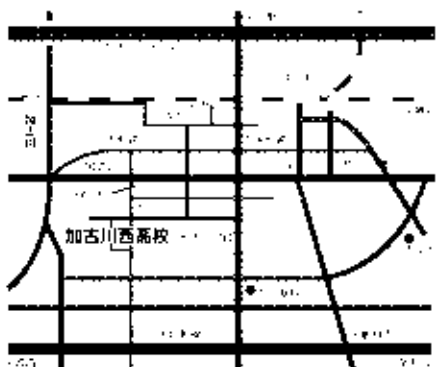
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



西宮高校

県立加古川西高等学校

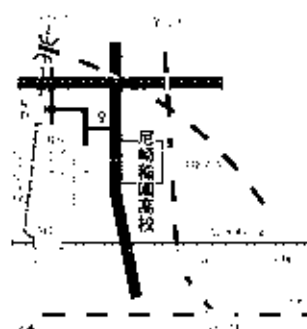
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



加古川西高校

県立尼崎稲園高等学校

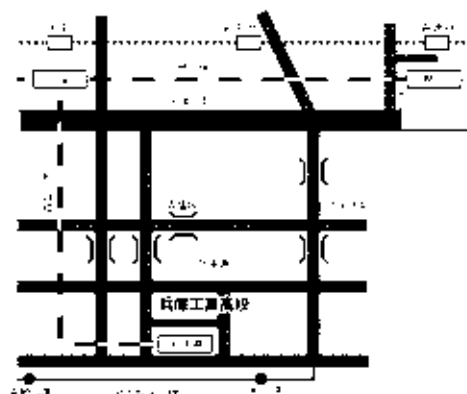
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門
- 校舎・体育館・学校会館・校庭・グラウンド・運動場・校門



尼崎稲園高校

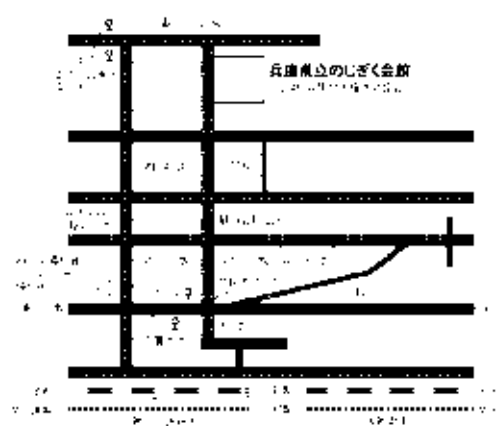
県立兵庫工業高等学校

- 2011年12月1日，中国银监会发布《中国银监会关于规范商业银行理财业务投资运作有关问题的通知》（银监发〔2011〕5号），对商业银行理财业务投资运作进行了规范。
- 2011年12月1日，中国银监会发布《中国银监会关于规范商业银行理财业务投资运作有关问题的通知》（银监发〔2011〕5号），对商业银行理财业务投资运作进行了规范。
- 2011年12月1日，中国银监会发布《中国银监会关于规范商业银行理财业务投资运作有关问题的通知》（银监发〔2011〕5号），对商业银行理财业务投资运作进行了规范。
- 2011年12月1日，中国银监会发布《中国银监会关于规范商业银行理财业务投资运作有关问题的通知》（银监发〔2011〕5号），对商业银行理财业务投资运作进行了规范。



兵庫県立のじぎく会館

- $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ (1/4 of the total area)
- $\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$ (1/8 of the total area)
- $\frac{1}{2} \times \frac{1}{8} = \frac{1}{16}$ (1/16 of the total area)



【武蔵野市の緊急連絡先】 090-3357-7815・7816 教職員課選考試験係
※武蔵野市のみ通話可

第2期ひょうご教育創造プラン

第2期

ひょうご教育創造プラン

兵庫県教育基本計画

[平成26～30年度]

兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり
— 学び、育て、支えるひょうごの教育 —



平成26年3月
兵 庫 県

前 文

1 策定の趣旨

- 兵庫県では、これまで、県民運動として「こころ豊かな人づくり」に取り組み、県民が一体となって子どもたちを育む取組を進めてきた。特に、阪神・淡路大震災からの創造的復興¹の過程では、ボランティアや助け合いなど共生の心を育むとともに、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、全国に先駆けて兵庫型「体験教育」を展開するなど、学校・家庭・地域が連携・協力して兵庫の教育を推進してきた。
- このような中、平成 18 年 12 月、約 60 年ぶりに、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにする教育基本法が全面改正された。これを受け、平成 21 年 6 月、同法第 17 条第 2 項に基づく本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（以下、「第 1 期プラン」という。）を策定し、総合的な教育施策を展開してきた。
- 他方、人口減少や少子・高齢化、グローバル化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっている。
- 国においては、平成 25 年 6 月に、第 2 期教育振興基本計画を策定し、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」から成る生涯の各段階を貫く教育の 4 つの基本的方向性を掲げ、成果目標とそれを実現するための具体的方策を示した。
- 国の第 2 期教育振興基本計画を参酌するとともに、「21 世紀兵庫長期ビジョン²」で示された兵庫の将来像や、第 1 期プランの成果と課題を踏まえながら、教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を一層充実させるため、第 1 期プランを改定し、本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示す第 2 期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定する。

¹ 創造的復興：阪神・淡路大震災の復興に際して、単に震災前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から 21 世紀の成熟社会にふさわしい都市を再生すること。

² 21 世紀兵庫長期ビジョン：21 世紀初頭の兵庫のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにしたもので、広域的な圏域ごとの「地域ビジョン」と全県的な視点から見た「全県ビジョン」からなる。

2 計画の性格

- 本計画の性格は次のとおりである。
 - ・教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
 - ・家庭教育、幼児期から大学等までの学校教育、社会教育・生涯学習、スポーツの振興など、本県の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
 - ・市町の教育に関する計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針

【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間及び運用

- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。
- 毎年度、実施計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を行いつつ、次年度実施計画に反映していく。
- 具体的施策の推進にあたっては、県・市町（学校、社会教育施設等）、家庭、地域が一体となって、教育関係の公益法人、NPO（非営利団体）等の関係団体等とも連携を図りつつ、社会全体で教育の向上に取り組む。

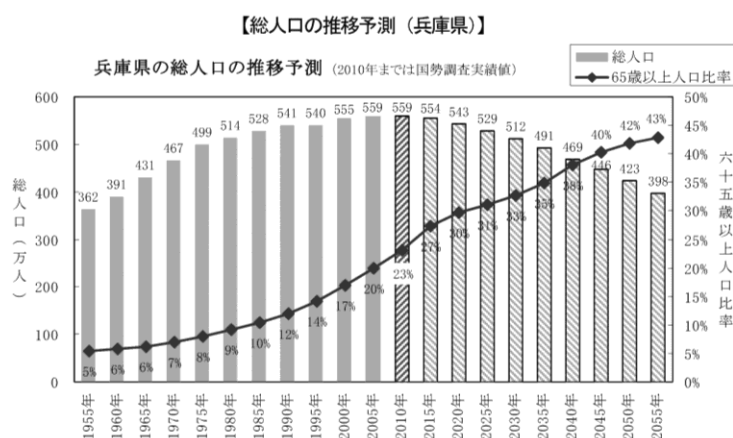
第1部

教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

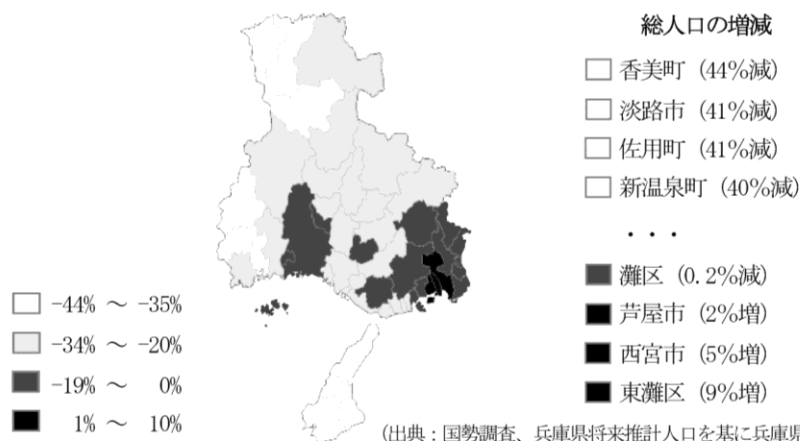
(1) 人口減少社会の到来

兵庫県の人口は2009年（平成21年）頃の560万人をピークに減少に転じており、2040年（平成52年）には現在より90万人少ない約470万人となる見込みである。また、人口に占める高齢者の比率も過去の予想を上回り、2045年（平成57年）頃には65歳以上人口が約4割となる見込みである。



広い県土において、人口の偏在化も進んでいる。長期的には県内全域で人口が減少するが、神戸、阪神地域では2015年（平成27年）頃まで人口増加が続く一方、淡路、但馬、西播磨等の地域は人口減少が著しく、2040年（平成52年）頃には現在の6割を切る水準にまで減少する市町もある見込みである。

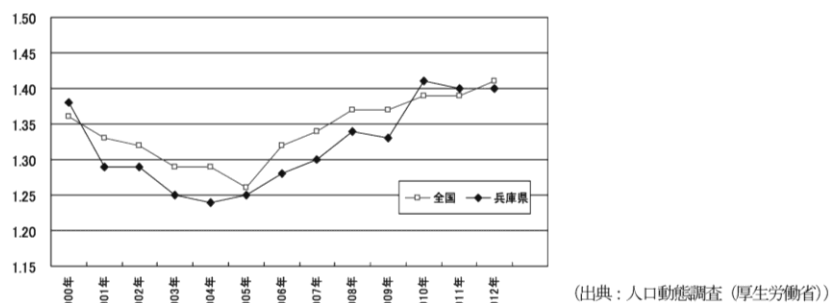
【市区町単位の人口推移予測（2005年（平成17年）から2040年（平成52年）の増減率）】



本県の合計特殊出生率は、2005年（平成17年）の1.25を底に、2010年（平成22年）には1.36となり、近年わずかながら上昇しているものの、長期的には出生率の低い状態

が続く見込みである。このため、子どもの数は県内全域で減少していくが、その減り方には地域差が大きい。また、現在の性別・年齢別の就業率を前提に今後の県内就業者数を推計すると、2040年（平成52年）頃には現在より73万人少ない182万人となる見込みである。

【合計特殊出生率の推移】



少子化や社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少している。このため、人間関係、社会の中での習慣や規範など、従来なら自然に備わっていた社会性等を身に付けることが難しくなっている。

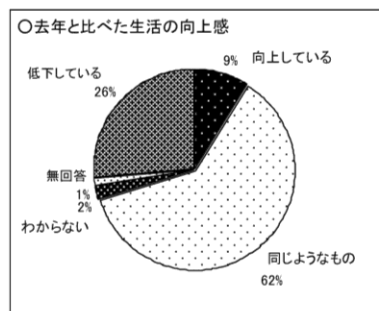
このような状況の中で、地域の活力を維持・向上させるため、ふるさと兵庫の発展を支える「ふるさと意識」を醸成するとともに、地域の課題解決の担い手として、活力ある元気な兵庫づくりに積極的に挑戦する人づくりが課題となっている。

また、すべての県民が生涯にわたって様々な分野で学習し、その成果を地域での実践にいかすことや、子どもたちに豊かな経験や知恵・技能を伝え、地域の将来の担い手を育成する教育活動など、地域の教育力を高めていくことが課題となっている。

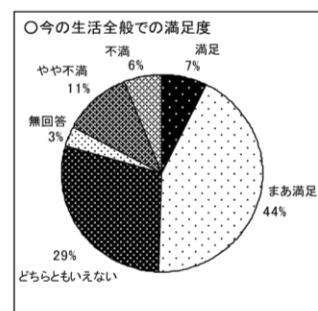
(2) 価値観の変化

内閣府調査によると、都市化・過疎化、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、人々は物質的な豊かさより心の豊かさを求めており、レジャーや余暇などの自由に使える時間を確保し、毎日の生活を充実させて楽しみたいという意識が高まっている。一方で、日常生活での悩みや不安感は増加傾向にあり、老後の生活や今後の収入等の見通しに不安を抱えている。

また、県民意識調査によると、生活の向上感が「低下している」と答えた人の割合は、約4割と過去最高となった平成20年度調査以降、改善傾向が続いているが、「生活が向上している」は依然として1割を下回っている。また、生活の満足度については、「満足」「まあ満足」が過去最低であった平成20年度調査の約4割から上昇し、平成23年度調査からは半数を超えた。



(出典：平成24年度県民意識調査（兵庫県）)



(出典：平成24年度県民意識調査（兵庫県）)

こうしたことから、人々が心の豊かさを重視している一方で、生活の向上感や満足感は改善しているものの、十分には実感できない人がいまだ多い状況が見受けられる。

社会の成熟化に伴い、個人の価値観が、集団よりも個を重視する傾向は現在も見受けられ、培われてきた文化の消滅や、人々の規範意識の低下にもつながっている。また、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、世代を経て蓄積されてきた子育ての知識・経験や、高齢者から子どもへの世代を超えた人生の知恵の継承に支障が生じている。このような状況は、家庭の教育力の低下にもつながっており、食習慣をはじめとした基本的生活習慣の乱れ、規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下など、子どもたちの育ちにも影響を及ぼしかねない。

このような状況の中で、社会を構成する個人が、「社会を維持し、よりよいものにしていく責任は自分たち一人一人にある」という公共の精神を自覚し、子どもたちの規範意識や自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、社会性などの道徳性を育成していくことが課題となっている。また、核家族化等による家庭の教育力の低下に対応するため、子どもたちの生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割の明確化と、子育て施策と一体となった家庭教育への支援が課題となっている。

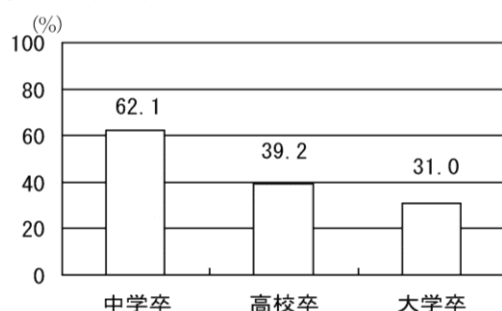
(3) 経済・雇用状況の変化

サービス産業の拡大、国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、終身雇用・年功序列のようなかつての一律横並びの雇用慣行が変容するとともに、パートタイム、アルバイトなど非正規雇用者の割合が年々増加するなど、雇用の多様化が進行している。

総務省の就業構造基本調査によると、本県の有業率は平成 24 年度には 54.5%と、平成 19 年度と比較して 2.2 ポイント低下している。また、平成 24 年度の非正規職員・従業員の割合は 39%となっており、若年者（15～34 歳）では 34.9%となっている。また、定職に就かないフリーターや若年無業者（いわゆるニート）の存在など、若者の就学から就業への移行が円滑に行われない状況も見られる。

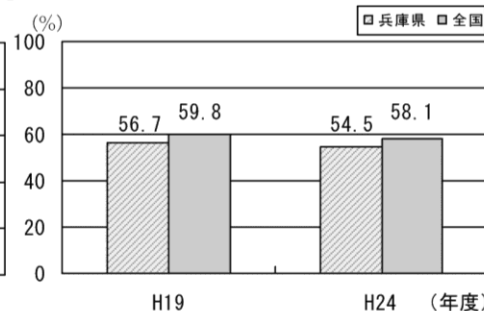
厚生労働省調査によると、就職後 3 年以内に離職した者（平成 22 年 3 月卒業者）の割合は、中学校卒業者が 62.1%、高等学校卒業者が 39.2%、大学卒業者が 31.0%となっており、就職しても自らのイメージと異なる等の理由により、簡単に離職してしまう者も少なくない。

【新規学校卒業就職者の 3 年目までの離職率(平成 22 年 3 月卒)】



(出典：新規学卒者の離職状況に関する資料(厚生労働省))

【有業率 (H19・H24)】



(出典：新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況(厚生労働省))

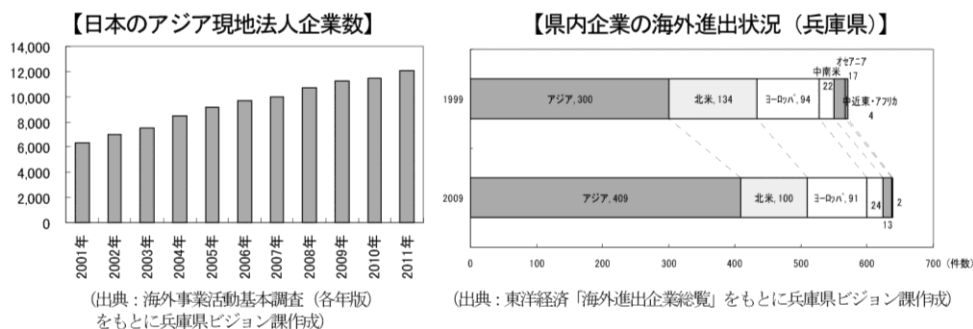
他方、自ら起業する人や NPO (非営利団体) で活動する人が増加するなど、しごとのスタイルが多様化している。

このように経済・雇用状況等が変化する中であって、子どもたちが夢や目標を持ち、自分の生き方を多様な可能性の中から主体的に選択し、その実現に向けて努力していく意欲・態度等を育成するなど、子どもたちのキャリア形成への支援が課題となっている。

(4) グローバル化の進展

中国をはじめとするアジアの国々が急激な成長を見せ、世界経済はアメリカ一極からEU、アジアなどを加えた多極化が進んでいる。また、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結などにより、市場におけるプレーヤーの役割や利害関係の複雑化が進んでおり、日本の国際的な存在感の低下が懸念される。

一方、日本企業においても、近年のアジア現地企業の技術水準の向上により現地調達が進み、中国やインドなどアジア地域のマーケットとしての魅力の向上に伴い、生産・開発・販売拠点の海外展開等が年々進んでいる。



このようなグローバル化の加速度的な進展により、様々な分野で外国語によるコミュニケーション能力が求められているにもかかわらず、若い世代の語学力はアジア主要国と比較して低水準にとどまっている。

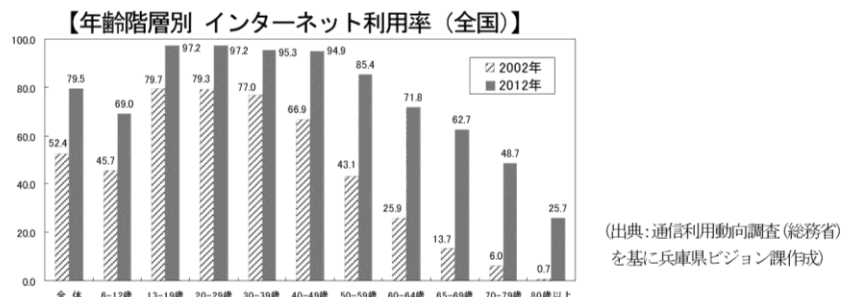
また、グローバル化に伴い、異文化に対する理解や異文化との共存等の必要性も増している。本県には約10万人の外国人県民が在住し、県内の大学・短期大学、専修学校等に在籍する留学生数は10年前の2倍以上になるなど、着実に伸びている。

他方、海外に留学した日本人は平成16年の約8万3千人をピークに減少傾向にあり、学生や研究者等若者の海外への関心が低下する、いわゆる「内向き志向」も指摘されている。

このような状況の中、子どもたちにチャレンジ精神や創造性、コミュニケーション能力等、グローバル社会を生き抜くための力を身に付けさせ、さらに国際社会に活躍の場を広げていくことが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせるとともに、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成することが課題となっている。

(5) 高度情報化の進展

携帯電話・スマートフォンの普及により、インターネットは人々の生活の隅々に浸透した。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、プロフィールサイト、ブログなどの新しいコミュニケーション手段が出現し、インターネットの情報発信力は飛躍的に高まっている。



情報通信技術の進歩はきわめて早く、今後も短期間のうちに、新たなコミュニケーション手段が生まれる可能性が高い。

インターネット利用のための垣根が低くなる一方で、インターネットを正しく利用できる能力や情報モラルの低さから、様々な被害が生じ、利用者が犯罪に巻き込まれるケースも増加している。特に、携帯電話やインターネットの不適切な利用による被害や、有害情報にさらされトラブルに巻き込まれる事例、電子メールやSNS上での誹謗中傷などから生じるいじめや暴力行為、インターネット上への社会通念上不適切な行為の掲載など、インターネット利用に関わる事例が増加している。

このような状況の中、大人がネットワーク社会を正しく理解し、子どもたちに情報社会に主体的に対応できる情報活用能力³を身に付けさせるとともに、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルの向上を図り、高度情報化社会⁴に主体的に対応できる力を育成することが課題となっている。

(6) 環境問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行し、日本でも長期的に年平均気温が上昇傾向にあり、近年は、これまでにない異常気象による集中豪雨等で都市機能が麻痺するなど、人々が地球環境の悪化や大規模な自然災害を身近な危機として実感するようになった。

また、我々の生活は、空気や水、食料や燃料の供給、森林等の持つ公益的機能など、直接的、間接的に生物の多様性がもたらす恵みと関わり合っている。本県は、多様な気候・地形から生物多様性の宝庫であるが、絶滅の恐れがある動植物が増加しており、その保全に向けた取組を進める必要がある。一方で、野生動物による農林業被害が大きく、人と自然の共生に向け、野生動物の適切な保護管理が必要となっている。

また、世界人口の増加に伴う将来的なエネルギーや食糧供給の逼迫の可能性が高まる中、再生可能エネルギーの拡大や食糧生産性の向上により自給率等を高めるなど、地域の持続性を確保していく必要がある。

このような状況の中、子どもたちが環境についての理解を深めるとともに、命あるものと触れ合う中で自然に対する畏敬の念や命を大切にすることを育み、次世代に継承する「豊かで美しいひょうご」の実現に向けた主体的な行動力の育成が課題となっている。

³ 情報活用能力： 情報モラルを身に付けコンピューターなどの情報手段を適切に活用できる能力。以下の3つの観点において育成することとされている。

「情報活用の実践力」

○課題や目的に応じた情報手段の適切な活用 ○必要な情報の主体的な収集・判断・処理・創造 ○受け手の状況などを踏まえた発信・伝達能力

「情報の科学的な理解」

○情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解 ○情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

「情報社会に参画する態度」

○社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解 ○情報モラルの必要性や情報に対する責任 ○望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

⁴ 高度情報化社会： 生活していく上で、情報が価値を持ち、その価値を中心に社会・経済が発展していく社会のこと。

2 本県教育の成果と課題（第1期プランの検証）

(1) 「確かな学力」の確立

〔これまでの取組〕

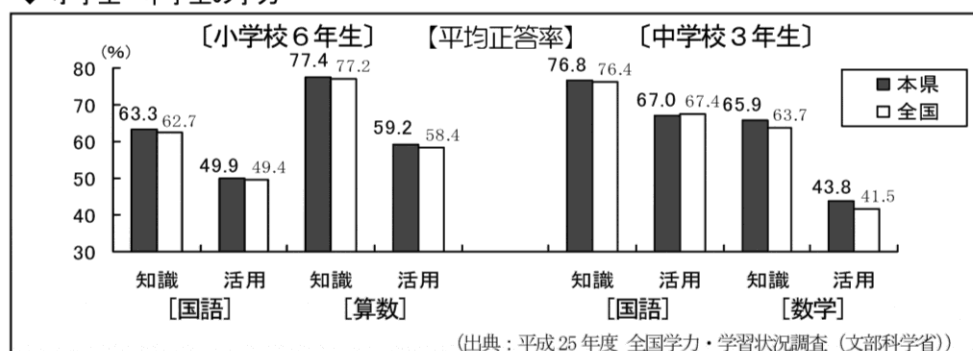
「新学習システム」による小学校1～4年における35人学級編制や小学校5・6年生における教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた「兵庫型教科担任制」など個に応じたきめ細かな指導、読み・書き・計算等の反復学習により学習習慣の定着を図る「学習タイム」の充実、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた思考力・表現力など知識・技能を活用する力の育成等、「確かな学力」の確立に取り組んできた。

〔成果・課題〕

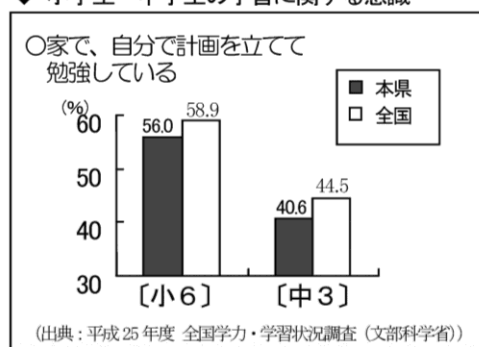
「兵庫型教科担任制」では、学級担任制のよさをいかしつつ、教材研究の深化等により教科の専門性や授業力が向上するとともに、複数の教員による組織的な生徒指導が行われ、中学校への円滑な接続に教育効果が見られた。

また、全国学力・学習状況調査における本県の教科に関する状況は、継続して全国と同程度であるが、国語における目的や意図に応じて情報を読み取り、条件に合わせて考えや意見を書くことや、算数・数学における用語を用いて事象の関係を理解し、適切に表現すること、中学校における国語や理科への関心・意欲・態度等に課題が見られた。また、家で学校の授業の復習をしている児童生徒の割合は、全国平均を下回り、家庭での学習意欲・学習習慣の確立に課題がある。

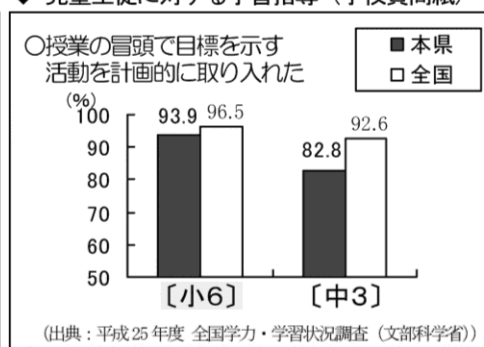
◆ 小学生・中学生の学力



◆ 小学生・中学生の学習に関する意識



◆ 児童生徒に対する学習指導（学校質問紙）



〔今後の方向性〕

全国と同水準の現状に甘んずることなく「確かな学力」の確立をめざし、全国学力・学習状況調査で課題が見られた知識・技能を活用する力や「ことばの力」の向上、学習習慣の定着等を図るための教員の指導力の向上及び学校全体で取り組む体制の充実に加え、課題の改善を図るための市町及び学校への重点的な支援など、さらなる学力向上に取り組む必要がある。

(2) 「豊かな心」の育成

〔これまでの取組〕

阪神・淡路大震災で学んだ「命の大切さ」や「生きる喜び」を子どもたちが実感できる「心の教育」の取組を踏まえ、小学3年生の環境体験事業や5年生の自然学校、中学1年生の青少年芸術体験事業（わくわくオーケストラ教室）、2年生のトライやる・ウィーク、高校生のふるさと貢献活動事業（トライやる・ワーク）及び就業体験事業（インターンシップ推進プラン）等、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組んできた。

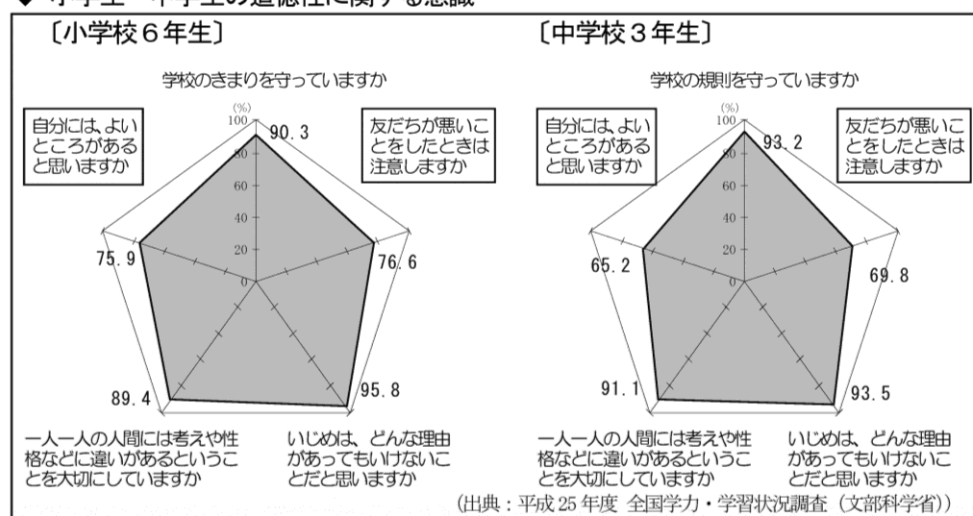
また、兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性をいかし、子どもたちに生き方を考えさせる「兵庫版道徳教育副読本」（平成22年度）を作成、全小・中学校児童生徒に配布し、活用を図るとともに、道徳の時間の授業公開、教員研修等に取り組んできた。

さらに、人権教育基本方針等に基づき、幼稚園から高等学校までの各段階に応じた人権教育資料を改訂し、人権教育研修会を通して指導内容や指導方法の工夫・改善に取り組み、人権教育の充実を図ってきた。

〔成果・課題〕

全国学力・学習状況調査結果においては、小・中学生とも規範意識に関する質問項目で肯定意見が90%を超えるなど高い傾向にある。しかし、「自分にはよいところがあると思う」「人が困っているときは進んで助ける」などの自尊感情や、思いやり等を行動にうつす力は十分とはいえず、また、小学生よりも中学生の意識が低くなる傾向にある。

◆ 小学生・中学生の道徳性に関する意識



〔今後の方向性〕

兵庫型「体験教育」や学校教育活動全体を通じた道徳教育、命の大切さや共生の心を育む人権教育等の充実を図ることにより、自尊感情や行動力を育成する必要がある。また、小・中学校でのふるさと兵庫への誇りや愛着を高める体験活動や高等学校でのふるさと貢献活動を通して、「ふるさと意識」の醸成を図る必要がある。

(3) 「健やかな体」の育成

〔これまでの取組〕

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力等調査の結果から、体力と運動能力等の関係を分析・検証し、小・中学校児童生徒の基礎体力の向上を図る「運動プログラム 2009」の普及、小学校教員の体育実技指導力向上を図る研修、中学校運動部活動への外部指導者の派遣等、学校における体力向上に取り組んできた。

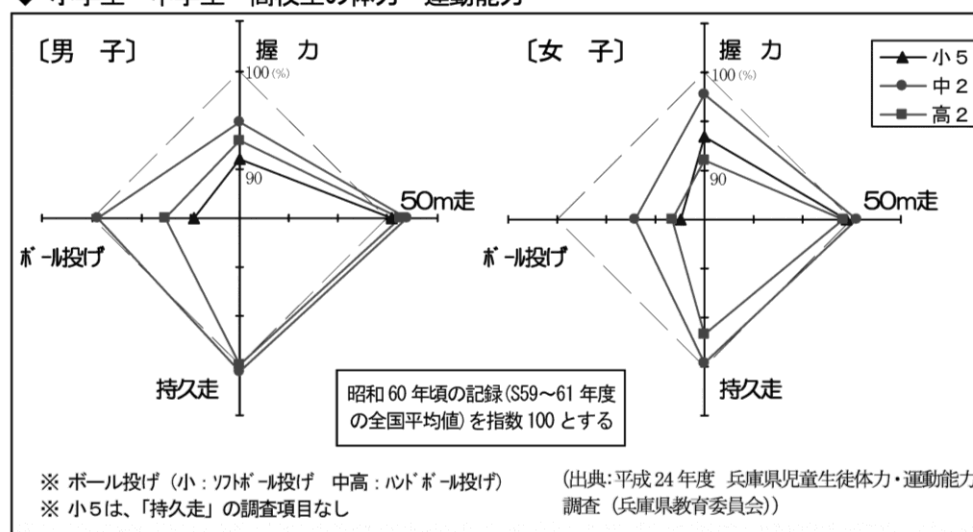
また、学校における食育については、兵庫県学校給食・食育支援センターをはじめ各種団体との連携を図りつつ、年間指導計画の作成等「学校における食育実践プログラム」に基づく学校における食育の推進に取り組んできた。

〔成果・課題〕

兵庫県体力・運動能力調査結果においては、児童生徒の体力・運動能力は全体的に向上傾向にあるが、体力水準の高かった昭和 60 年と比較可能な 22 項目（握力、50m 走、持久走、ボール投げ）において、平成 24 年の記録が昭和 60 年を上回っている項目は 5 項目（小・中・高等学校の男子 50m 走及び中学校女子 50m 走、中学校男子持久走（1,500m））で、その他の多くの項目で昭和 60 年の記録より低い。

学校における食育については、ほぼすべての小・中学校で年間指導計画が作成されるなど、食育推進体制が構築された一方で、地域と連携した体験活動や、給食の時間や家庭科だけでなく、その他教科や学校行事等、様々な教育活動を通じ、「食育実践プログラム（改訂版）」や「食育ハンドブック」を活用した食育の推進が必要である。

◆ 小学生・中学生・高校生の体力・運動能力



〔今後の方向性〕

地域のスポーツ指導者等を活用した体育授業の充実や、学校教育活動全体で体力向上に取り組む時間の確保などにより、体力・運動能力の一層の向上を図る必要がある。また、学校・家庭・地域の連携体制の構築や、学校教育活動全体を通じた効果的な食育実践に取り組む必要がある。

(4) 県立高等学校教育改革の推進

〔これまでの取組〕

「県立高等学校教育改革第二次実施計画」（平成 21 年度～25 年度）に基づき、多部制単位制高校、中高一貫教育校、特色ある専門学科等の設置や、特色選抜や複数志願選抜の順次導入、インスパイア・ハイスクール事業（平成 22 年度～）を活用した高等学校の特色づくり等に取り組んだ。また、約半世紀ぶりに全日制普通科高等学校の通学区域の見直しを行い、平成 27 年度入学者選抜から、現行の 16 学区を 5 学区に再編することとし、導入に必要となる選抜制度の工夫・改善を行った。

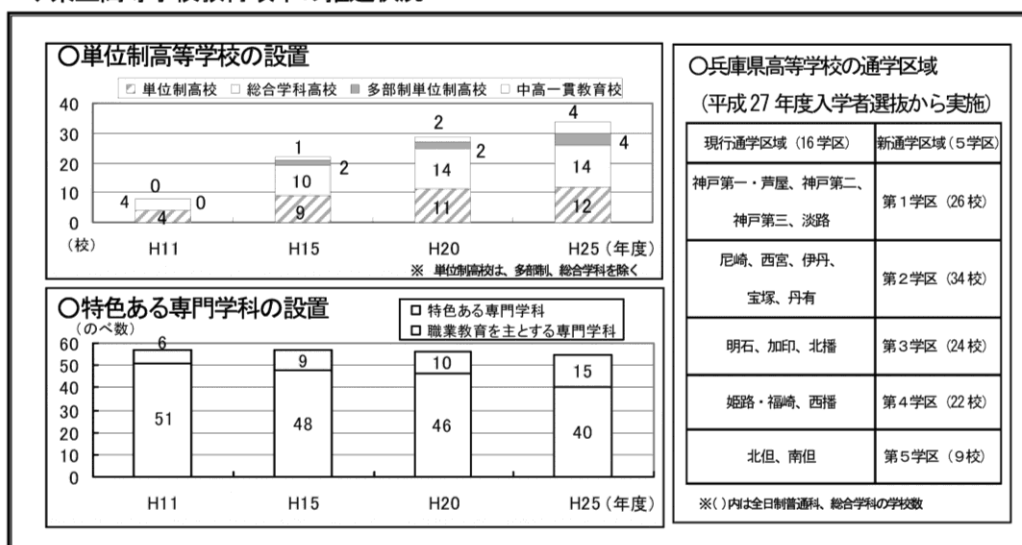
学力向上の取組については、習熟度別指導等の少人数教育の充実に加え、特色ある教科・選択科目の開設や民間人などの専門性のある非常勤講師の活用、各校の特色に応じた学力向上プランの実践の支援及びその成果の普及等に取り組んだ。

〔成果・課題〕

第二次実施計画については、「県立高等学校長期構想検討委員会」から、「魅力ある学校づくり、新しい選抜制度の定着等について、当初の目的が概ね達成されている。」と評価を得ている。一方で、少子化が進む中での望ましい学校規模の確保と配置の適正化、グローバル化などの社会の変化に対応するための教育内容の充実、特色ある学校づくりに積極的に取り組んでいくための教員一人一人の意識改革が課題となっている。

また、高等学校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくしているという指摘もある。

◆県立高等学校教育改革の推進状況



〔今後の方向性〕

生徒一人一人の社会的自立に向けたキャリア形成を支援するため、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、キャリアプランニング能力等を育成するキャリア教育をすべての高等学校で推進する。また、これまでの魅力・特色づくりの成果を踏まえ、社会の変化や新たな社会的ニーズに応えるため、国際化に対応した教育、理数教育、情報教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、伝統文化などの分野での教育内容の充実に取り組むとともに、各高等学校がめざすべき目標を明確にした上で、生徒の学習状況を適切に評価し、それを次の取組にいかす必要がある。

(5) 特別支援教育の充実

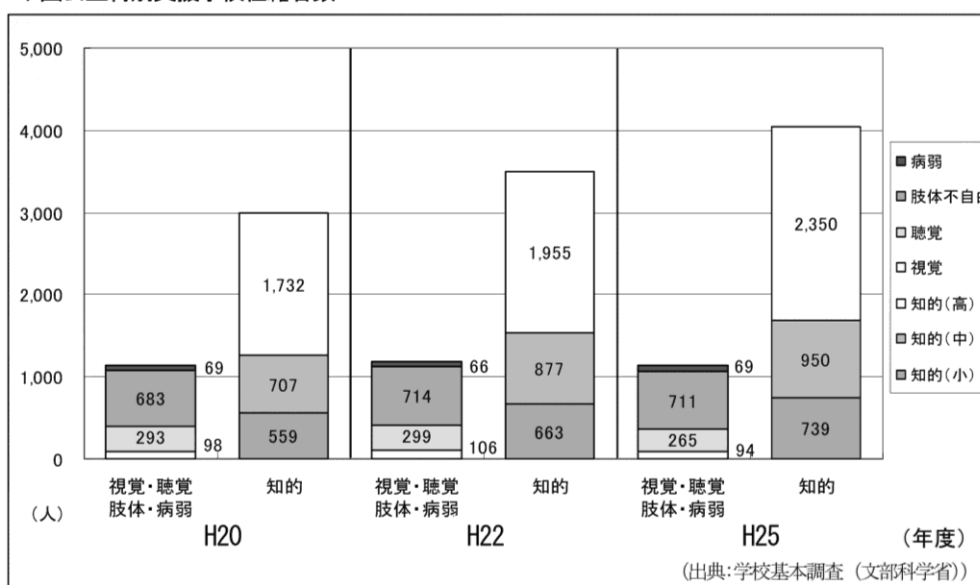
〔これまでの取組〕

「兵庫県特別支援教育推進計画(平成 19～23 年度)」に基づき、県立特別支援学校の再編整備や校園内支援体制の構築、コーディネーターの養成等教員の専門性の向上、特別支援教育に関する相談・情報提供や小・中学校等教員への支援等を行う特別支援学校のセンター的機能の充実などに取り組んできた。また、特別支援学校及び特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する LD、ADHD⁵等を含めた特別な支援が必要な子どもたちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かい適切な教育支援を行ってきた。

〔成果・課題〕

知的障害特別支援学校在籍者の増加に対応するための特別支援学校の計画的整備や、高等学校への特別支援学校分教室の設置、特別支援学校高等部生徒と高等学校生徒との交流及び共同学習を推進した。また、特別支援学校教員免許状取得のための認定講習の実施により、免許状保有率が向上した。一方で、計画策定後も知的障害特別支援学校在籍者の増加傾向が続いている。また、国においては、障害のある子どもたちの自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるインクルーシブ教育システム⁶の構築に向けた検討が進められている。

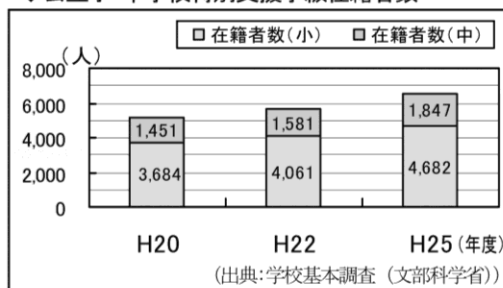
◆国公立特別支援学校在籍者数



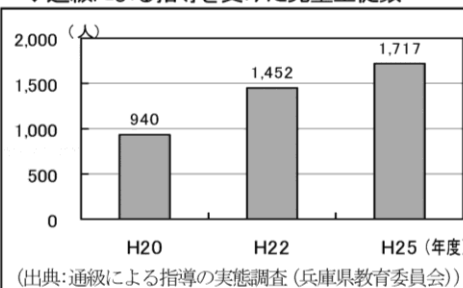
⁵ LD、ADHD: LDとは学習障害(Learning Disabilities)のこと。基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推測する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。ADHDとは注意欠陥多動性障害(Attention Deficit Hyperactivity Disorder)のこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び(または)衝動性、多動性を特徴とする障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

⁶ インクルーシブ教育システム: 障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

◆公立小・中学校特別支援学級在籍者数



◆通級による指導を受けた児童生徒数



[今後の方向性]

インクルーシブ教育システムの構築を見据えた「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」(平成25年度策定)に基づき、障害のある子ども一人一人を早期から支援し、その持てる力を最大限高め、自立と社会参加を促進することをめざす。

このため、個別の指導計画等の作成・活用を促進し、各学校における指導・支援の充実を図るとともに、交流及び共同学習を計画的に進めるなど、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組む必要がある。また、すべての教職員の発達障害等に関する指導力の向上、早期から卒業後までの一貫した相談・支援体制の構築、地域の実情に応じた特別支援学校の整備等を推進する必要がある。

(6) 私学教育の振興

[これまでの取組]

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、特色ある教育を提供し、「兵庫の私学」の名を全国に広め、本県における学校教育の推進力として大きな役割を果たしている。また、若年層の雇用や就労形態等が社会問題となっている中、専修学校・各種学校は、社会の変化に即応したキャリア教育や実践的な職業教育・技術教育等を行うとともに、高校を中退した生徒等の学び直しの場となる教育機関として重要な役割を果たしている。

私立学校に対しては、教職員人件費や学校運営費等の経常的経費、魅力ある学校づくり、体験学習をはじめ特色ある教育活動等に対する助成、私立高等学校等生徒の就学助成等を行ってきた。私立幼稚園に対しては、保育の量的拡大や質の高い保育サービスの提供等をめざす幼保一元化や地域の子育て支援、預かり保育に対する補助を行ってきた。

[成果・課題]

県財政が厳しい状況にある中ではあるが、各種の補助制度の維持・向上に努めるとともに、平成 22 年度には国による高等学校等就学支援金制度の創設にあわせ、低所得者層に重点を置いた授業料軽減補助制度の見直しを行うなど、情勢に応じた私学助成を進めた結果、私立学校における経営の安定、保護者負担の軽減が図られてきた。

一方、経済情勢の低迷や少子化の進展など、私学を取り巻く環境が厳しくなる中、平成 26 年度の専修学校での職業実践専門課程の創設、平成 27 年度の公立高校の通学区域の再編、子ども・子育て支援新制度への移行等の新たな動きに対応するためには、より一層の特色化など、私立学校自らが様々な取組を推進する必要がある、県としても適切な支援が求められる。

[今後の方向性]

兵庫の公教育をともに支える私立学校と公立学校がお互いの強みや特色を学びつつ協調し、よりよい教育内容が提供されるよう、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助や授業料軽減等の助成を行うほか、専修学校・各種学校に対し、産業界や地域と連携した職業教育・技術教育の振興のための助成を行うなど、私立学校教育の充実に向けた支援が必要である。

(7) 高等教育の推進

〔これまでの取組〕

県立大学では、教育の充実・強化や研究のさらなる発展・高度化、社会貢献の積極的展開、顔が見える大学づくり、積極的な情報発信に取り組み、緑環境景観マネジメント研究科(平成21年度)やシミュレーション学研究科(平成23年度)の開設、次世代ピコバイオロジー教育研究の推進等に努めてきた。

また、県においては、HUMAP構想⁷の推進や学長と知事の懇話会の開催等により、県内外の大学の連携・交流の拡大に努めてきた。

〔成果・課題〕

県立大学においては、教育・研究・社会貢献等の各分野において第1期プランの目標を概ね達成するとともに、兵庫県立大学評価委員会において、「全体として概ね計画どおり」との評価を得ており、特に、経営研究科(MBA)等の開設による高度専門職業人の育成、県内に集積する高度な研究基盤を活用した先端研究の推進、地域との連携・協働活動に全学的に取り組む地域創造機構の開設などに高い評価を得た。また、HUMAP構想に基づく留学生・研究者の交流人数についても目標を達成した。

一方で、大学間競争は激しさを増し、全国的に公立大学の法人化が進むなど、県立大学を取り巻く環境は大きく変化したことから、「兵庫県立大学改革委員会」等における検討結果を踏まえ、平成25年4月に公立大学法人兵庫県立大学を設立するとともに、同年6月に、法人が平成30年度までの6年間に達成すべき中期目標を策定した。

また、国においては、教育の質保証をめざし、グローバル化に対応した留学生30万人計画や、「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」による地域への貢献、学生支援や大学間連携共同教育推進事業などの大学改革の取組を進めている。これらの取組は、大学間の連携・交流により促進されることから、県としても連携・交流を推進することが求められている。

〔今後の方向性〕

自律的かつ効率的な大学運営により、伝統と強みをいかした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進するとともに、各大学・短大等が行う教育・研究の質的向上、学生支援、地域貢献等の取組を促進するために、国公立・私立の垣根を越えて、県内外の大学・短大等の連携・交流を推進する必要がある。

⁷ HUMAP構想: Hyogo University Mobility in Asia and the Pacific の略。兵庫県内の大学とアジア・太平洋地域の大学との交流を盛んにし、地域の教育や研究の水準の向上を図るとともに、将来を担う人材を育成することを目的に2000年5月に発足した。

(8) 防災教育の推進

[これまでの取組]

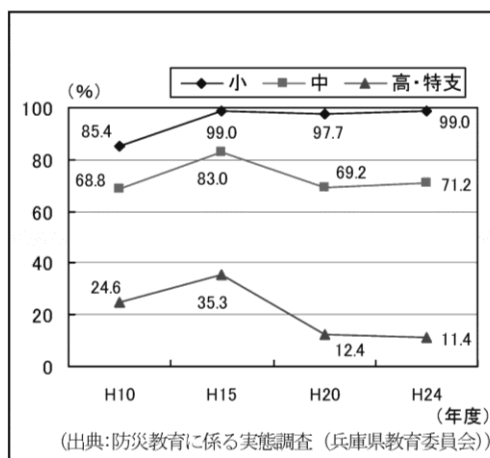
東日本大震災や近年の災害の状況等も踏まえ、地震・津波や風水害など、様々な自然災害から自らの生命を守るために必要な能力や態度を身に付けるとともに、助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の充実を図るため、防災教育副読本や学校防災マニュアルの改訂を行い、防災教育と学校の防災体制の整備を進めてきた。

また、「震災・学校支援チーム（EARTH）⁸」を中心に、教職員が被災児童生徒の心のケア、避難所運営の支援等阪神・淡路大震災の貴重な教訓を語り継ぐとともに、県内外への発信に取り組んできた。

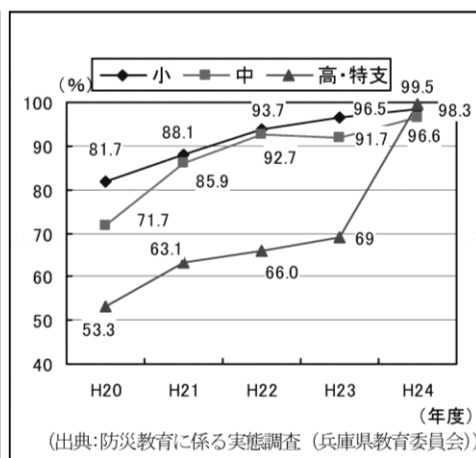
[成果・課題]

全市町での防災教育推進連絡会議の開催、全公立学校での災害対応マニュアルの作成等、市町・学校の防災体制の整備が進展した。また、東日本大震災の被災地において、教職員及び高校生等のべ1,984人（平成25年3月現在）が兵庫の防災教育の取組をいかした支援活動を実施した。一方で、阪神・淡路大震災から19年が経過し、震災体験の風化が懸念される中、高い防災意識を定着させるための防災教育や、地域と連携した実践的な防災訓練の推進に課題がある。

◆「防災教育副読本」の活用



◆災害対応マニュアルの毎年度の見直し



[今後の方向性]

南海トラフの地震等の災害に備え、子どもたちが災害に対する正しい知識を身に付け、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動する力を育成するため、副読本を活用した防災教育の充実を図るとともに、すべての小学校区で地域と連携した防災訓練の実施等、子どもたちの命を守る学校防災体制を強化する必要がある。また、東日本大震災の被災地への継続的な支援に取り組むとともに、被災地支援を通じて得られる経験を今後の兵庫の防災教育にいかす必要がある。

⁸ 震災・学校支援チーム（EARTH）： 阪神・淡路大震災時に受けた全国各地からの支援に報いるために、県内の公立学校教職員及びカウンセラー等約150人で構成し、防災の専門的知識と実践的対応について訓練・研修を積み、被災地の学校の教育復興、被災児童生徒の心のケアなどの支援を行うとともに、地域の防災訓練等において助言を行っている。（平成12年4月1日発足）

(9) いじめ・不登校等への対応

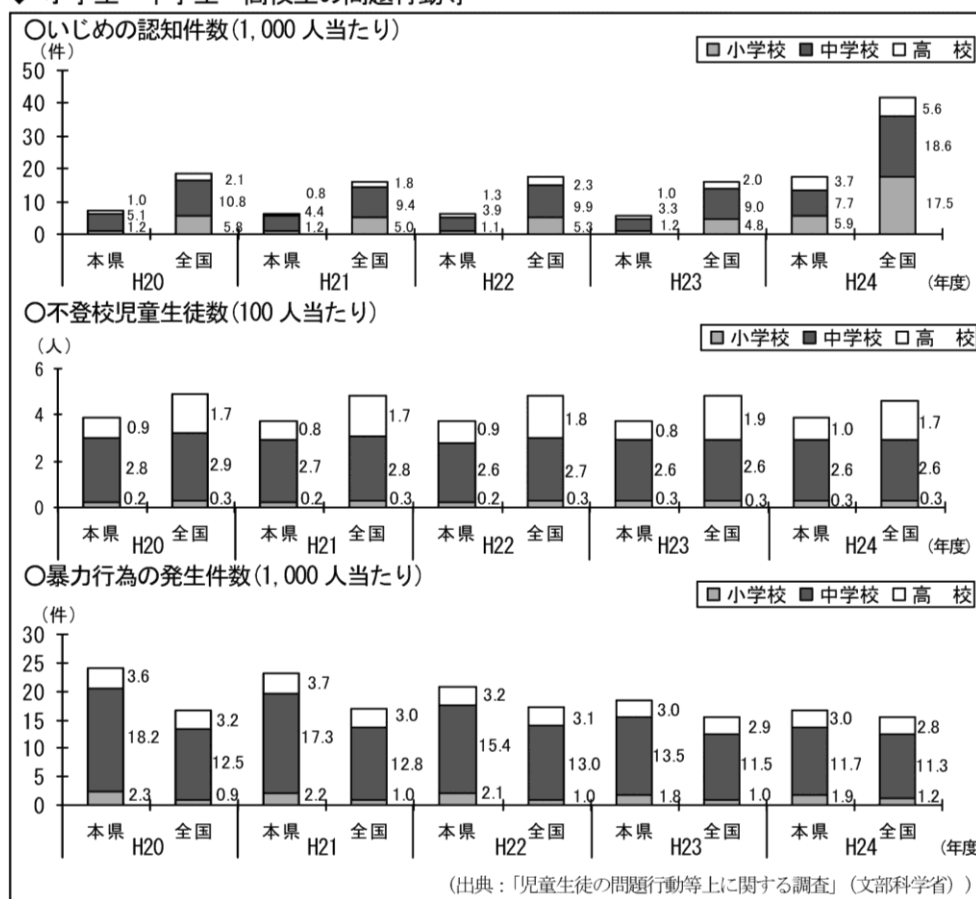
[これまでの取組]

「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全公立中学校及び拠点小学校に、キャンパスカウンセラーを全県立高等学校に配置し、子どもや保護者の心の相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援を実施した。また、いじめや児童虐待等について福祉等関係機関との連絡調整等を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、各学校における生徒指導上の諸問題への支援を行ってきた。また、専門家による相談窓口を開設するとともに、県立但馬やまびこの郷等を設置し、不登校児童生徒への学校生活の適応支援や保護者への教育相談の充実を図ってきた。

[成果・課題]

このような中、いじめの問題が全国的な課題となり、本県でも中高生を中心にいじめ問題が相次いで発生したことから、スクールカウンセラーの配置拡充や「いじめ対応マニュアル」の改訂、いじめ防止啓発チラシの家庭への配布などの対応を図り、学校の取組を支援した。また、暴力行為等の問題行動や不登校は概ね減少傾向にあるが、依然として憂慮すべき状況である。

◆ 小学生・中学生・高校生の問題行動等



[今後の方向性]

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本方針を策定するとともに、県・市町・関係機関が連携し、いじめ相談の情報共有、相互協力を図るいじめ対応ネットワークの構築、相談窓口の充実、課題に即応した専門的・多面的な支援、カウンセリング・マインド研修等による教職員の対応能力

向上など、総合的ないじめ対策を充実する必要がある。若年者の自殺が深刻な状況にある中、本県においても高校生が尊い命を絶ったことなどを踏まえ、自殺の予防対策を講じる必要がある。

また、不登校児童生徒に対する学校や関係機関等と連携した学校生活の適応支援や保護者への教育相談の充実を図るとともに、不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を促進するための支援を行う必要がある。

(10) 学校・家庭・地域の連携

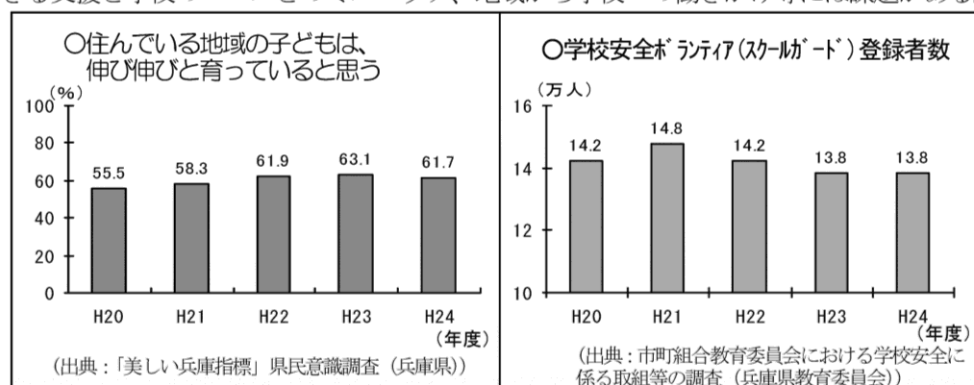
[これまでの取組]

全市町において学校支援地域本部などの地域全体で学校を支援する体制を整備し、学習支援、部活動指導、環境整備、登下校の安全指導等幅広い支援活動を展開してきた。学校や通学路において子どもたちが安全に過ごせるよう、地域のボランティアや関係団体・機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る取組も推進してきた。

また、地域ぐるみの子育て支援団体や機関相互の連携を強化するとともに、地域の人たちが気軽に子育ての応援や相談ができる環境整備や、幼稚園、保育所等の施設開放、保護者同士の交流、児童虐待等の未然防止のための地域・学校・関係機関が連携した活動などの子育て支援を行ってきた。

[成果・課題]

地域住民の子どもたちへの関心は向上しており、子どもの安全・安心な居場所を確保する「子ども教室」の開設が進み、特に12市町では全小学校区で開設するなど、子どもを地域で育む環境づくりが浸透した。また、学校安全ボランティア（スクールガード）の登録者数は、小学校数や児童数が減少する中、一定の数を確保するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組が進んだ。一方で、学校支援地域本部や子ども教室における市町ごとの実施状況の差や、学校安全ボランティアの登録者の固定化、学校に対して地域が提供できる支援と学校のニーズとのミスマッチ、地域から学校への働きかけ等には課題がある。



[今後の方向性]

地域の子どもの教育に対する県民の意識をさらに高めるため、学校のニーズに対応した幅広いボランティア等の確保や、地域が提供できる支援と学校のニーズをつなぐコーディネーターの資質向上を図るとともに、地域の団体や住民相互の連携を図り、地域が主体となった学校地域連携を進める必要がある。また、通学路の安全確保のための見守り活動の一層の推進と警察・道路管理者等と連携する必要がある。さらに、家庭の教育力を高めるため、地域で子育てを支える環境づくりなど、地域における継続的な支援を行う必要がある。

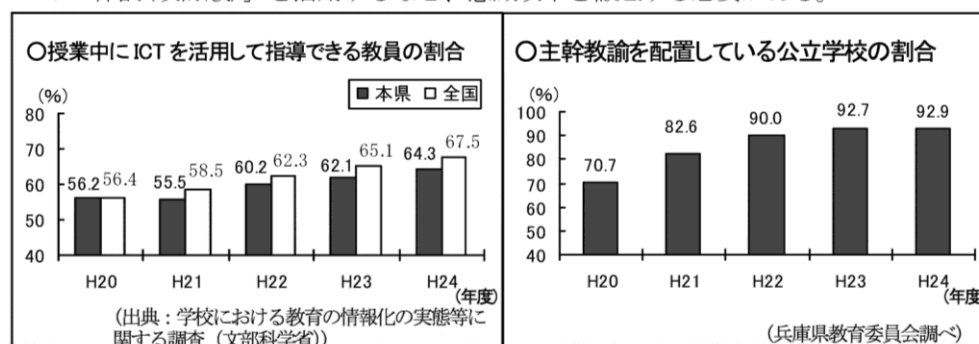
(11) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

[これまでの取組]

優秀な管理職の養成や、学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭の積極的な登用・配置に努めた。また、すべての教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため策定した「教職員の勤務時間適正化プラン」(平成21年3月策定)に基づき、超過勤務の要因となっている業務内容の分析やノー残業デー等の改善活動の実施に取り組んだ。また、優秀な教員を確保するため、教員採用試験において多面的な人物評価を行う面接を実施するとともに、教職員の経験年数や職責に応じた研修等を通じて専門性の向上に努めた。

[成果・課題]

約93%の公立学校に主幹教諭を配置し、学校の組織力の向上につながっている。また、「教職員の勤務時間適正化対策プラン」に基づく取組により、報告書作成や成績処理、休日の自宅への持ち帰り業務の縮減等、一定の成果が見られたが、学習指導要領の改訂による授業時数の増加に伴う授業準備や教材研究等の時間の増加により、課題の解消には至っていない。また、緊急・重大な事案発生時の機動的かつ的確な対応や教育委員会との連携、団塊世代の大量退職に伴う教員の確保、ICT活用など教員の授業力の向上等が課題となっている。さらに、教員の体罰が全国的な課題となっており、体罰防止のための研修資料「No! 体罰(改訂版)」を活用するなど、意識改革を徹底する必要がある。



[今後の方向性]

管理職のリーダーシップのもと、すべての教職員が協働した心の通い合う学校運営等よりよい学校づくりに取り組むとともに、様々な教育課題に組織的かつ機動的に対応する体制の確立や、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」(平成25年2月策定)に基づく校務・業務の効率化・IT化や勤務環境の整備などのすべての学校での業務改善を促進する必要がある。また、優秀な教員を確保するための教員採用試験の工夫・改善や、個々の教員の授業力向上を図るための教員研修の充実、教員の体罰に係る未然防止研修の徹底や指導の強化等に取り組む必要がある。

(12) 社会教育・生涯学習の推進

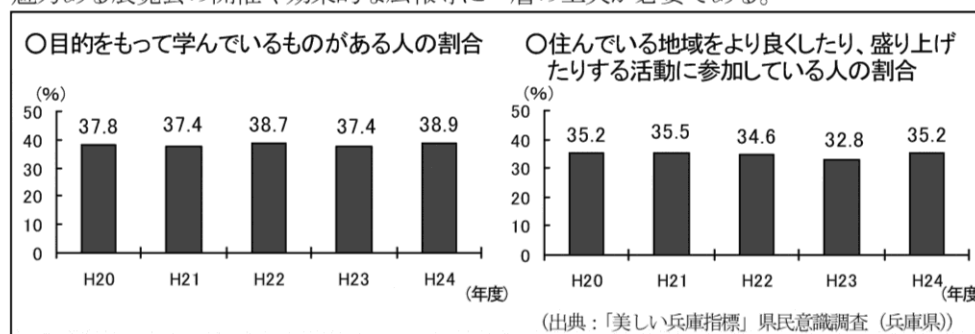
〔これまでの取組〕

青少年、成人、高齢者等のライフステージにおける学習機会を充実するとともに、県民一人一人が適切な学習機会を選択できるよう、学習情報の提供や学習相談の充実を図った。また、県民交流広場事業等を通じた県民の自主的な活動を支援するとともに、美術館、博物館等の社会教育施設を地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として整備してきた。

〔成果・課題〕

学習に主体的に取り組み、目的をもって学ぶ県民や地域の活動に積極的に参加する県民は一定の割合にあるが、県民のニーズや社会の要請を踏まえた学習機会の提供や、県民が学んだことをいかすための継続的な支援に課題が見られる。

県立の社会教育施設では、各施設とも特色をいかした取組を行っており、来館者の満足度が毎年約90%と高い状況にあるが、入館者数に伸びが見られない施設が多いことから、魅力ある展覧会の開催や効果的な広報等に一層の工夫が必要である。



〔今後の方向性〕

県民のニーズや社会の要請を踏まえた学習や実践活動の機会・情報を提供することにより、県民が積極的に学び、学習成果をいかして地域課題の解決に取り組む活動や実践活動を通じて学び続ける活動を支援する必要がある。さらに、地域の課題と主体的に向き合い、地域を支える人を育てるために、県民の学習や実践活動を支援する社会教育・生涯学習関係職員の資質能力の向上に取り組む必要がある。

社会教育施設においては、県民のニーズを踏まえた魅力ある展覧会の開催に加え、複数の施設が連携したミュージアムフェア、アウトリーチを含めた県内全体でのイベントや講座、セミナー等学習機会を充実し、学校をはじめ関係機関・団体との連携等を図ることが必要である。

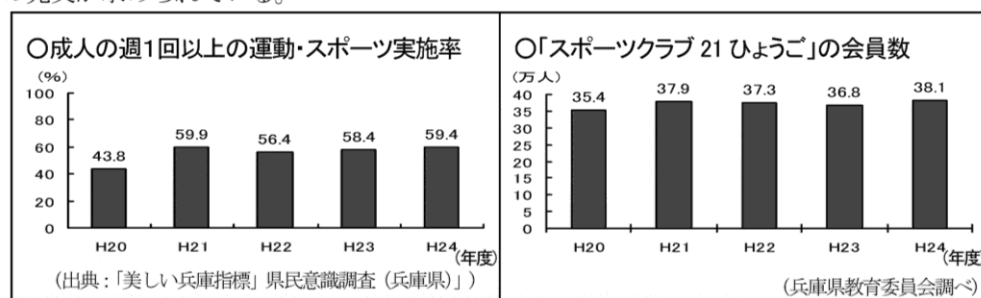
(13) スポーツの振興

[これまでの取組]

平成 18 年に開催された「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」を契機として策定した「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」に基づき、県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツを楽しむことができる環境を整備するため、県内すべての小学校区で住民が主体となって運営している「スポーツクラブ 21 ひょうご」を支援し、その活動を通じた地域の活性化を図るとともに、障害者スポーツの振興を図り、スポーツを通して障害者の社会参加と障害への理解を促進してきた。

[成果・課題]

県民の健康への意識の向上とともに週 1 回以上の運動・スポーツの実施率が向上するとともに、ジュニアスポーツ教室やゴールデンエイジプロジェクトなどジュニア世代からの一貫指導体制の強化等により国内外で活躍する本県スポーツ選手が増加した。その一方で、50 歳代以上の運動・スポーツ実施率や県民誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ環境の整備には依然、課題があるほか、障害のある人の多様なスポーツ活動に参加する機会の充実が求められている。



[今後の方向性]

平成 24 年 12 月に策定した「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、県民一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現をめざして、「スポーツクラブ 21 ひょうご」など身近なスポーツ環境の整備等により、スポーツ実施者の増加等に取り組む必要がある。また、2020 年(平成 32 年)の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、兵庫県体育協会等、競技スポーツ関係団体との連携のもと、長期的展望に立った一貫指導体制を推進し、競技力を一層向上させ、国内外で活躍する選手を数多く育成する必要がある。さらに、障害者スポーツ大会の開催支援による大会開催数の確保等に努め、障害のある人のスポーツ参加機会の拡充に取り組む必要がある。

第2部

兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念

「第1部 教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や、第1期プランに基づき、「元気兵庫へ ころころ豊かな人づくり ―県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現―」を図るため、本県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、本計画においてめざすべき兵庫の教育の基本理念を示す。

兵庫が育む ころころ豊かで自立した人づくり
―学び、育て、支えるひょうごの教育―

本県では、従来から、「ころころ豊かな人づくり」を県民運動として推進し、県民が一体となって子どもたちを育む取組を進めてきた。第1期プランにおいても、阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で進めてきたボランティアや助け合いなどの共生の心を育む取組とともに、兵庫型「体験教育」の展開など、学校・家庭・地域が連携・協力した教育を継承してきた。

この間、人口減少社会の到来や価値観の変化、グローバル化の進展等、教育を取り巻く環境は変化している。変化の激しい時代にあっても、兵庫の子どもたちが、ころころ豊かに将来の夢や目標をもって、創造性やチャレンジ精神等を培い、自らの個性と可能性を伸ばすことが重要である。その上で、自ら課題を見つけ、その解決策を考え、実行して、その責任をとることができる自立した人間として、たくましく生き抜いていけるよう、子どもたちの教育を進めていくことが重要である。このため、本計画の基本理念においては、新たに「自立」を加え、「兵庫が育む ころころ豊かで自立した人づくり」とした。

また、基本理念の副題「学び、育て、支えるひょうごの教育」については、第1期プランの副題「県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現」における県民のかかわり方をより具体的に示すため、子どもたちを含めすべての県民が生涯を通じて「学び」、保護者や教職員、地域住民等、すべての県民が子どもたちを「育て」、すべての県民が子どもたちの学びや成長を「支える」とした。

「兵庫」は、豊かな自然、伝統・文化、そして、豊かな人と人とのつながりなど、世界に誇るわたしたちのふるさとである。ここに掲げた基本理念は、ふるさと「兵庫」が育み、創造していく、教育のめざす姿である。

2 「めざすべき人間像」と「培うべき力」

基本理念に基づき、本県において「めざすべき人間像」と「培うべき力」は、以下のとおりである。

〔めざすべき人間像〕

- 知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際社会に貢献できる人

〔培うべき力〕

- 心身ともに健康で、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと
- 幅広い知識と教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、勤労を重んずる態度を養い、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと
- 一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと
- 生命を尊び、自然を大切にし、思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培うこと
- 伝統と文化を尊重し、我が国やふるさと兵庫を愛する態度を養うとともに、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと

3 各主体の責任と役割

兵庫の教育のめざす、基本理念の実現に向けて、教育行政、学校はもとより、家庭や地域等は、子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で取り組まなければならない。これまで「こころ豊かな人づくり」を県民の「参画と協働」のもと進めてきたことを引き継ぎ、県民すべてが教育に関わっていくことがこれからも不可欠である。また、教育行政、学校・社会教育施設等の教育機関、家庭、地域はもとより、社会教育団体、青少年団体、その他の教育に携わる団体やNPO、ボランティア、企業や民間事業者等が連携・協力しながら教育に取り組むことが求められる。

(1) 教育行政

教育行政は、兵庫の子どもたちの現状と課題を把握し、「学び、育て、支えるひょうごの教育」を実現するため、適切かつ実効性のある施策を遂行する。学校や教職員等に必要な指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

- 教育行政は、兵庫の子どもたちの学力や道徳性、体力などの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある対策を的確に遂行していく責任がある。その際、学校や教職員等に必要な指導・助言を行うとともに、教職員が子どもたちに寄り添い、自信と誇りをもって教育活動に専念できるよう支援を行う。

また、教育行政全体で、学校教育、社会教育・生涯学習等の振興を推進し、学校、家庭、地域、関係機関などの教育の主体と連携・協力するとともに、各主体を支援する中で必要な施策を実施する。

- 教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、各教育委員がその識見をいかし、合議により教育の基本方針や教育内容を審議するとともに、事務局に対する適切なリーダーシップを発揮し、教育行政を推進する。

このため、学校等の視察や教職員等との意見交換の充実により教育現場の課題を把握し、保護者、地域住民等の意向が十分に反映されるよう、教育行政の状況について適切に評価を行う。

なお、教育委員会制度については、平成25年12月に中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について」答申がなされたところであり、今後、法改正等の動向を踏まえ、適切に対応する。

- 県と市町は、緊密な連携により一体となって、「学び、育て、支えるひょうごの教育」に基づく施策を遂行する主体である。本計画を実効性あるものとするためには、県と市町が、本計画の基本理念を学校現場の教職員と共有しながら、各取組を強化する必要がある。県は、市町の自主性を尊重しつつ、各市町の教育現場の実情を踏まえ、本計画の実現に向け適切な指導・助言や情報提供等を行い、現場の創意工夫を促す。

(2) 学校（教員）等、教育機関

学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。教員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める。

社会教育施設は、県民の学習の機会及び情報の提供など社会教育の振興に努める。

- 学校は、子どもたちに知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む場であり、子どもたちが学習に意欲的に取り組み、培うべき力の基礎を習得し、子ども同士、子どもと教員が互いに厚い信頼関係と深い敬愛の念を深める中で、子どもたちの人格の完成をめざした教育を行う。

その教育活動を担う教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責を遂行するとともに、学校が子どもたちにとって安心して自己表現し、他者と協働して学べる場となるよう努める。また、学校の組織の一員として、校長のリーダーシップのもと一丸となって職務を遂行する。

- 学校は、家庭や地域から寄せられる期待を真摯に受け止めるとともに、教育内容・方法、環境がより豊かになるよう、保護者や地域住民に支えられていることを子どもたちとも共有しながら、家庭や地域をはじめ多様な教育の主体と緊密に連携・協力して教育を行う。

- 公民館、図書館等の社会教育施設は、地域住民に多様な学習の機会と場を提供する地域の学習・文化活動の拠点である。社会教育指導者等は、地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、施設の機能・特性をいかし、NPOや社会教育団体など教育の各主体との連携・協働を進め、地域住民の学習活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(3) 家庭（保護者）

家庭（保護者）は、子どもたちの教育に第一義的責任を有し、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。

- 家庭は、教育について第一義的責任を有し、保護者が子どもたちに愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強い絆で結ばれていることを実感しながら、子どもたちの基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達が促される場である。

- 家庭での生活は、学校、地域、ひいては社会へと繋がっている。幼児期に、いわゆる「しつけ」としての基本的な生活習慣をはじめ、自立心や他人を思いやる心など集団での生活の基本を身に付けることは、就学する準備として必要なことである。また、就学後も、家庭での教育は学習習慣の確立や学習内容の定着に大きな役割を果たすものであり、子どもたちの各成長段階において、健全な心身の育成、集団や社会に適応する規範意識の醸成、進路選択の支援など、保護者は学校と連携した教育を行う。

(4) 地域（地域住民）

地域（地域住民）は、学校や家庭と連携・協力を進め、地域の将来の担い手である子どもたちの教育に積極的にかかわる。

- 地域は、子どもたちにとって、家庭や学校と同じ大切な生活の場であり、多様な人間関係や、社会の中での習慣や規範を学び、社会の一員として自覚を育む場である。地域住民は、学校や家庭と相互に連携・協力し、ふるさと兵庫を担うとともに、日本の未来や国際社会に貢献する人づくりを行う。
- 地域住民は、子育てを行っている保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげ、学校教育の場に自身の経験や技能、学習成果を提供するなど、自らできる行動を積極的に行う役割を担う。
子どもたちにとっての地域は、愛着を感じ、その一員としての自覚を育み、将来はその地域の発展に尽くしたいという思い入れの生まれる場所、ふるさとである。ふるさと兵庫を担う人づくりには、子どもたちに、地域の人々や伝統、文化、歴史に積極的にかかわり、ふるさとについての理解を深め、その価値を継承する重要性を認識させる必要がある。その上で、地域の課題解決に積極的に貢献する態度や、多様な人々と協働して新たな文化や価値を創造する態度を育む必要がある。

4 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を定め、それぞれについての基本的認識や方向性についての考え方を示す。

基本方針 1 自立して未来に挑戦する態度の育成

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じてこれからの社会を生き抜いていくためには、子どもたちが、自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要である。その上で、学びの原動力や推進力となる夢や目標をもつこと、それを実現しようとする意欲・態度を身に付けること、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠である。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

子どもたちが夢や目標を持ち、具体の計画を立て、それに向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）をはじめ、自己理解・自己管理能力、コミュニケーション能力や課題対応能力等、社会的自立に必要な能力を育成することが重要である。

このため、小・中・高それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育⁹の充実に取り組む。その際、子どもたちが生涯を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する。

○ 兵庫型「体験教育」の推進

子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付け、自分の役割を果たす必要性を自覚し、学ぶ意欲や成長する意欲が喚起されるためには、命を大切にすることや思いやりの心を養うなど「心の教育」の充実を図るとともに、体験活動を通じて自ら感じさせ、気付かせることが重要である。

このため、子どもたちの発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」や、地域の人々等とののかかわりを通じた「絆に気付き、感謝する体験」、「ふるさと意識の醸成を図る体験」等に、県民の参画と協働のもと取り組む。

○ グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティなどを培うことが重要である。

このため、英語をはじめとする外国語教育の充実、国際交流や海外留学の促進等異文化に直接触れる機会の充実を図るとともに、郷土の歴史や文化に触れる機会の充実を図るなど、伝統と文化に関する教育を推進する。

⁹ キャリア教育： 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

基本方針２ 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちに、心身ともに健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身に付けさせるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成することが求められている。また、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びの充実を図り、子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸長することが求められている。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 「確かな学力」の育成

子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能と、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む意欲・態度などの確かな学力を身に付けさせることが重要である。

このため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上方策、各教科等における「ことばの力」の育成、科学技術の基礎となる理数教育、情報社会を主体的に生きるための情報教育等に取り組む。

○ 「豊かな心」の育成

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切にする心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要である。

このため、子どもたちの発達の段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に加え、心の教育の基盤となる学校教育活動全体を通じた道徳教育、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に取り組む実践力を育成する人権教育、環境の保全・再生に主体的に取り組む態度を育成する環境教育、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた「兵庫の防災教育」等に取り組む。

○ 「健やかな体」の育成

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成するとともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果等を踏まえた体力・運動能力の向上、望ましい食習慣の形成を図る食育、心身の健康課題に適切に対応する健康教育、交通安全や防犯など学校の安全に関する教育等に取り組む。

○ 幼児期の教育の充実

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣等を育成することが重要である。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所における子どもの心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を踏まえた幼児一人一人の特性に応じた教育・保育、保・幼・小連携の推進、家庭・地域との連携による子育て支援と一体となった家庭教育への支援等に取り組む。

○ 特別支援教育の充実

特別支援学校及び特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが重要である。

このため、インクルーシブ教育システム構築を見据えた障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成25年度策定）に基づき、個別的教育支援計画や個別の指導計画等の活用による早期からの一貫した支援、共に学ぶことで豊かな人間性を育む交流及び共同学習、特別支援学校における系統的なキャリア教育による自立と社会参加の促進等に取り組む。

○ 私学教育の振興

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、多様化するニーズに応じた特色ある教育を提供し、本県の公教育の一翼を担っており、また、専修学校・各種学校は、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関として重要な役割を果たしている。

このため、私立学校と公立学校が協調するとともに、互いに競い合い、切磋琢磨する環境をつくり、私立学校の多様な個性や能力を伸ばす教育の充実等に向けた経常費補助や授業料軽減等の助成のほか、専修学校・各種学校に対しては、産業界や地域と連携した職業・技術教育や生涯学習機能の充実のための助成等に取り組む。

○ 高等教育の推進

高等教育機関においては、高度な専門性や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズへの対応が求められている。

このため、伝統と強みをいかした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進するとともに、各大学・短大等が行う教育・研究の質的向上、学生支援、地域への貢献等の取組を促進するため、県内外の大学・短大等の連携・交流の促進等に取り組む。

基本方針３ 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携・協力して、子どもたちの教育に取り組む必要がある。また、教育行政は、学校、家庭、地域における教育が、効果的に実施され、円滑に連携協力がなされるよう、総合的な施策の実施が求められる。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を向上させ、緊急・重大な事案等に教職員が一丸となって機動的かつ的確に対応するとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを進めることが重要である。

このため、校長のリーダーシップのもと教職員一人一人の力を組織的かつ機動的にいかしていく協働体制の確立、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応等に取り組む。

また、教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし、育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努め、心身の健康を保持することが求められている。加えて、体罰の防止にも取り組む必要がある。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等教職員の資質と実践的指導力の向上、メンタルヘルスの保持・増進等に取り組む。

○ 安全・安心な学習環境の整備

子どもたちが安心して学校生活を送るため、安全で質の高い学習環境の整備が重要である。

このため、学校施設の耐震化やＩＣＴ環境の整備などの学習環境の整備・充実、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する教育の機会を確保するための就学支援等に取り組む。

○ 家庭の教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要である。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりなど、家庭教育への支援に取り組む。

○ 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

子どもたちが地域の中で多様な学びと交流による経験豊かな成長がかなえられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

このため、地域が主体的に学校運営に参画し、効果的な学校支援活動を行うことなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくり、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の緊密な連携等に取り組む。

基本方針 4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人一人がその生涯を通じて、生きがいをもって、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものである。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

○ 生涯を通じた学びの機会・場の充実

県民一人一人が、その生涯を通じて、様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらす、豊かな心を育むものである。また、現代的な課題について学び、課題の解決に取り組むことは、豊かな社会の創造に寄与する。

このため、兵庫の歴史、芸術文化など豊かな資源をいかした多様な社会教育・生涯学習基盤の整備を図る。また、社会人として必要な学習課題と県民の学習ニーズを踏まえ、実践を通じて学び続ける学びの循環を可能とする学習機会の充実、学びと実践を一体化させるための社会教育指導者・生涯学習支援者等高度な専門性を持った人づくり、広く県民への学習情報の提供等に取り組む。

○ 文化財の保存・活用

本県は、多様な自然・風土のもと、それぞれの地域独自の多彩な歴史と文化を育んでおり、そうした豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えるとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造することが重要である。

このため、地域住民の心の拠り所となる文化財の健全な保存、歴史文化遺産をいかした学びや地域づくりへの支援を通じて、歴史文化に根ざした地域の活性化等に取り組む。

○ 「スポーツ立県ひょうご」の実現

すべての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、ともに支えあう兵庫のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現が求められている。

このため、「スポーツクラブ 21 ひょうご」等を通じた子どもから高齢者までの世代を超えた交流を含む生涯スポーツの充実、ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、障害者スポーツに関する環境の整備、大学や企業、NPO法人等と連携・協働した取組によるスポーツ環境の整備等に取り組む。

策定の経緯

1 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置

平成25年4月8日～平成26年3月3日

2 委員名簿(敬称略、役職は開催当時)

分 野		氏 名	役 職
学識経験者		梶田 徹一（委員長）	学校法人奈良学園 理事、兵庫教育大学 名誉教授・前学長
		桂 正孝	宝塚大学 特任教授、大阪市立大学 名誉教授
		清原 正義	公立大学法人兵庫県立大学 理事長兼学長
		長瀬 莊一（副委員長）	神戸女子短期大学 学長
各界代表	県議会	北条 やすつぐ	兵庫県議会文教常任委員会 委員長（～H25. 6. 11）
		上野 英一	兵庫県議会文教常任委員会 委員長（H25. 6. 12～）
		高橋 しんご	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長（～H25. 6. 11）
		榎本 和夫	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長（H25. 6. 12～）
	経済界	寺崎 正俊	兵庫県経営者協会 会長
	マスコミ	門野 隆弘	神戸新聞社 論説副委員長
	労働界	泉 雄一郎	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 会長代理
	スポーツ	平松 純子	日本オリンピックズ協会 常務理事、兵庫県体育協会 副会長
	青少年	武田 寿子	公益財団法人神戸YMCA 前理事長
生涯学習	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP 代表	
	行政	市町教委	神吉 賢一
三木 一司		兵庫県市町村教育委員会連合会 副会長	
学校関係者	私学	濱名 浩	兵庫県私立幼稚園協会 理事長
		摺河 祐彦	兵庫県私立中学高等学校連合会 理事長
		水野 雄二	兵庫県専修学校各種学校連合会 会長
	保護者	尾上 浩一	兵庫県PTA協議会 会長
	公立学校	桐原 美恵子	兵庫県国公立幼稚園長会 会長
		上野 理生	兵庫県小学校長会 会長
		森 啓二	兵庫県中学校長会 会長
		溝口 繁美	兵庫県立高等学校長協会 会長
		前田 博之	兵庫県立特別支援学校長会 会長
公 募	魚住 妙子	公募委員	
	柳本 晃代	公募委員	

3 策定経過

平成25年 5月20日 第1回検討委員会 (第1期プラン検証)
 9月 3日 第2回検討委員会 (骨子案)
 10月23日 第3回検討委員会 (素案)
 11月13日～12月3日 パブリック・コメントの実施 (249件/130人)
 平成26年 12月27日 第4回検討委員会 (最終案)
 1月10日 教育委員会議決
 1月20日 政策会議 (案決定、公表)
 3月 3日 第322回県議会議決



兵庫県教育委員会事務局教育企画課企画調整係

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-4478 FAX 078-362-4283

E-mail kyouikukikaku@pref.hyogo.lg.jp

ウェブサイト <http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/>



25 教 T1-021A4